４　　令和元年度　事業計画

このページは空白です

令和元年度　出雲保健所の重点的な取組

〈基本理念〉	〈重点目標〉	〈具体的な取組〉
生涯にわたって健やかで快適に暮らせる地域と環境づくり	健康で安心して暮らせる地域づくり	圏域保健医療計画の推進・地域医療構想を踏まえた医療提供体制の構築
		関係機関の連携による在宅医療、災害保健医療の推進
		地域包括ケアシステムの構築を目指した医療・介護連携の推進
		行政・住民・企業・関係団体等が協力した「健康長寿しまね」の推進及び第２次計画の中間評価を踏まえた進行管理
		受動喫煙防止対策の推進、がん対策、脳卒中・糖尿病など生活習慣病予防対策の推進及び地域・職域における連携の強化
		認知症の予防と理解の促進
		市、関係団体と連携した食育・食環境づくり等による食生活改善対策の推進
		「８０歳２０本の歯推進事業」による歯科保健対策の推進
		医薬分業の推進、ポリファーマシーの解消に向けた体制の構築
		食品の安全・安心確保対策の推進及び食品表示の適正指導
		麻しん・風しん、結核、肝炎等感染症対策の推進
		新型インフルエンザ等健康危機管理体制の充実・強化
		生活衛生関係営業施設への衛生管理の取組み
	安心して子供を生み育てられる地域づくり	「健やか親子しまね」の推進及び計画の進行管理
		長期に療養を必要とする児への支援対策
		周産期医療におけるネットワークづくり
	障がいがあっても住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくり	心の健康づくりを進めるための関係機関とのネットワークの充実強化、啓発活動の推進
		精神障がい者の自立と社会参加の促進
		ボランティアの育成や保健・医療・福祉の連携による入院患者等の地域移行と地域生活定着の推進
		自死総合対策の推進
		難病患者及び家族の療養支援の推進
	快適に暮らせる地域づくり	アスベスト飛散防止等による大気環境の保全
		廃棄物の減量化・再利用・再資源化等の取組みによる「循環型社会」の推進
		産業廃棄物の排出事業者・処理業者に対する監視指導の強化
		大気汚染物質排出施設の監視指導による大気環境の保全
		浄化槽放流水、事業場排水の監視指導による水環境の保全
		動物の愛護及び管理の普及啓発

地域包括ケア推進スタッフ

- 地域包括ケアシステムの推進
  - 医療介護連携の推進
  - 介護予防事業への参画・支援
  - 日常生活支援・地域づくりの推進
- 地域課題に対応した取り組み
  - 入退院連携支援
  - 介護職等による医療ケアの検討
  - 低栄養改善・食支援対策
  - 高齢者のポリファーマシー対策
  - 住民啓発
- 認知症対策
  - 認知症対応力向上研修
  - 地域の認知症対策支援
- 保健師の人材育成
  - 県保健師人材育成計画の推進
  - 保健師定例会の開催

地域包括ケア推進スタッフ

関係機関・関係職種との連携のもと、地域包括ケアシステムの構築に資する取り組みを以下のとおりすすめていく。

１　地域包括ケアの推進

１）市における地域包括ケアの推進に向けた支援

（１） 市における在宅医療介護連携推進事業の円滑な実施に向けた支援

（ア） 出雲市医療介護連携推進連絡会議への参画（年２回）

（イ） 医療介護連携推進のための事例検討会及び意見交換会・研修会への参画

事例検討会（年３回）

意見交換会・研修会（年１回）

（２） 介護予防事業への参画及び支援

（ア） 地域リハビリテーション活動支援事業への事業評価支援

（イ） 出雲リハケアネット定例会への参加

（ウ） 地域ケア個別会議への参加

（３） 日常生活支援・地域づくりの推進の支援

（ア） 生活支援体制整備協議体定例会に参加

（イ） 生活支援体制整備協議体に委員として参画（年２回）

（ウ） 地域支え合い活動への参加

（４）介護保険運営協議会及び地域支援部会に委員として出席（各年２回程度）

２）地域の課題に対応した新たな分野への取り組み

（１） 入退院連携支援

（２） 介護職等による医療ケア（喀痰吸引等）の現状と対策の検討

（３） 低栄養改善・食支援対策の推進（医事難病支援課）

（４） 高齢者のポリファーマシ―対策（薬事衛生課）

（５） 地域包括ケアに関する住民への啓発

地域包括ケアフォーラムの開催　令和２年３月７日予定

在宅医療座談会

３）その他

包括ケア推進所内連絡会の開催（月１回）

各種団体が実施する研修、会議等への参加

在宅療養懇話会、病病連携会議、各種フォーラム等

２　認知症対策

（１） かかりつけ医の認知症対応力向上に向けた取組

（ア）認知症サポート医連絡会への参画（年４回程度）

（イ）認知症懇話会研修会への参加（年４回程度）

（２） 認知症対応力向上研修の実施

（ア）認知症対応力向上合同研修（薬剤師会）

（イ）認知症対応力向上研修（歯科医師会）

（３） 出雲市認知症高齢者支援強化検討会及び出雲市認知症初期集中チーム支援検討委員会への参画

３　保健師の人材育成

（１）保健師定例会の実施（月１回）

各課業務に関する情報交換や事例検討等を通じ、保健師間の連携強化及び資質向上を図る。

（２）出雲市統括保健師との連絡会

総務課業務

- 防災・危機管理
  - 風水害・地震等災害発生時の体制確立
  - 健康危機管理体制の確立
- 保健・環境に関する広報
  - インターネットによる情報発信等
- 保健統計
  - 保健統計事業
- 医師・学生実習
  - 医師卒後臨床研修調整
  - 医学生実習調整
  - 看護学生等実習調整
- 情報管理・情報化推進
  - 情報安全対策
  - 各種情報システム研修調整
- 職員研修の企画調整
  - 保健所新任職員・接遇等研修
  - 人権・同和問題研修
  - 自治研修所研修（悉皆・選択）
- 働きやすい職場環境整備
  - 働きやすい職場環境の整備
    - ・事務所安全衛生委員会の開催
    - ・時間外勤務の縮減対策・過重労働の防止
- 免許事務

総務課

１　災害等危機管理

災害発生時に迅速・的確な対応を行うため、危機管理体制の充実を図り、管内で行われる防災訓練・通報訓練への参加するほか、消防訓練を実施する。

２　保健・環境に関する広報

一般県民に出雲保健所の業務を広く理解してもらうとともに、保健・環境に関する情報を提供する。

（１）インターネット（ホームページ）による情報発信
　　アドレス：http://www.pref.shimane.lg.jp/izumo_hoken/

（２）「令和元年度　すこやかライフ」の発行

３　保健統計

（１）定期報告
　ア　衛生行政報告例（衛生関係）
　イ　地域保健・健康増進事業報告（保健所分）
　ウ　人口動態調査
　エ　病院報告
　　※ア、イ：年度報　　ウ、エ：月報

（２）隔年調査（次回は令和２年度実施）
　ア　医師、歯科医師及び薬剤師の届出・調査
　イ　保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士及び歯科技工士業務従事者届

４　医師卒後臨床研修

臨床研修指定病院から依頼を受け、研修協力施設として臨床研修医の保健所研修（初期卒後臨床研修のうち「地域保健」）を受け入れる。

受入れの調整と手続きは総務課、プログラム作成、指導及び評価は健康増進課が担当する。

（１）研修の実施にあたっては、市、医療機関、医療・保健・福祉関係団体や施設の協力を得て、効果的なプログラムを作成する。

（２）令和元年度における受入計画は以下のとおり。

研修病院名	人数	受入期間
島根大学医学部附属病院	４	７月、９月、１１月
島根県立中央病院	１	１１月
計	５	

５　医学生実習

（１）島根大学医学部環境保健医学講座の学生実習を受け入れる。
　　期間：令和２年２月～３月（２日間）

（２）島根大学医学部６年生の地域医療実習を受け入れる。
　　期間：令和元年５～６月、９～１０月

６　看護学生等実習

学生や関係機関職員に保健所の業務について理解してもらうとともに、活動評価の一助とする。

◇令和元年度における実習計画は以下のとおり

実習	養成資格	学校(施設)、学年等	人数	実施期間
地域看護学実習	保健師、看護師	島根大学医学部 看護学科4年	４名	6/10～6/14
			３名	7/1～7/5
公衆衛生看護学実習	保健師	島根県立大学看護栄養学部看護学科	３名	10/21～10/25
公衆栄養学実習	管理栄養士	岡山県内養成施設校1校	３名	8～9月のうち5日間
		兵庫県内養成施設校1校	２名	

〈指導担当〉島根大学：医事・難病支援課、島根県立大学：健康増進課、公衆栄養学：健康増進課

７　研修事業の企画調整

保健所職員としての必要な知識を習得する。

（１）保健所新任職員研修

・実施時期：平成３１年４月２５日

・内　　容：保健所の業務の概要

・対 象 者：令和元年度出雲保健所新任職員等

（２）人権・同和問題職場研修

・実施時期：令和元年１０月

・対 象 者：全職員

８　働きやすい職場環境整備の推進

事務所安全衛生委員会での審議、時間外勤務の縮減対策等により、職員の健康管理を図る。

（１）事務所安全衛生委員会の開催（年２回）

（２）定期健康診断・精密検査・特殊業務従事職員健康診断等の受診勧奨

（３）時間外勤務の縮減対策・過重労働の防止

（４）年次有給休暇の取得促進

（５）職場安全衛生点検

（６）執務環境の整備

（７）職場の厚生計画の実施

（８）交通安全の指導

９　免許事務

医師等の医療従事者（薬剤師を除く）に係る免許事務を行う。

心の健康支援課業務

- 精神保健福祉対策の充実に向けた関係機関との連携
  - 保健医療計画の進行管理
  - 出雲地域精神保健福祉協議会
- 心の健康づくり
  - 出雲圏域健康長寿しまね推進会議
  - 地域の要望に応じた啓発活動
- 相　談　事　業
  - 心の健康相談
  - お酒の困りごと相談・酒害相談員等連絡会
  - 随時相談
- 医療との連携
  - 医療を必要とする方への支援
  - 精神科救急医療システム出雲圏域会議

- 精神障がい者の自立と社会参加
  - 精神障がい者社会適応訓練事業
  - 精神障がい者地域生活移行・地域定着支援事業
  - 精神保健包括支援会議
  - 組織活動の支援
  - 障がい者福祉サービス事業への支援
- 自死総合対策
  - 出雲圏域自死総合対策連絡会
  - 自死総合対策に係る普及・啓発・人材育成
- 子どもの心の診療ネットワーク事業
  - 出雲圏域子どもの心の診療ネットワーク会議
  - 子どもの心の相談　／　事例検討研修会
- ひきこもり対策
  - 相談／心と体の相談センター主催事業との連携
- 認知症対策
  - 医師会との連携による研修会
  - 市や認知症サポート医との連携
- 高次機能障がい者支援
  - 拠点病院との連携
- 市・他機関における精神保健福祉活への支援
  - 各種会議への参画・支援

心の健康支援課

１ 精神保健福祉対策の充実に向けた関係機関との連携

地域における精神保健・医療・福祉に係る諸課題を総合的に検討し、平成29年度に策定した「保健医療計画（出雲圏域）【H30～H35年度】」の進行管理、地域住民の精神保健福祉に関する知識の啓発、精神障がい者の保健・福祉の向上及び社会復帰に向け各施策の推進を図る。

（１）保健医療計画（精神疾患一般・うつ病・認知症）を出雲地域精神保健福祉協議会で進行管理する。

（２）出雲地域精神保健福祉協議会の開催

ア 「出雲地域精神保健福祉協議会」を開催し、圏域における精神保健に関する諸課題を総合的に検討する。

イ 「医療の連携と在宅支援に関する部会」を開催し、精神障がい者の自立と社会参加の推進を図る。部会では、退院可能な精神障がい者の地域生活への移行を円滑に進めるために、「精神障がい者地域生活移行・地域定着支援圏域会議」を兼ねて開催する。令和元年度は平成30年3月に厚生労働省から通知された「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」に基づき、出雲圏域での取組を引き続き行い、圏域での研修会を検討する。

ウ 「自死総合対策に関する部会」（出雲圏域自死総合対策連絡会を兼ねる。）を開催し、自死総合対策の推進を図る。

エ 「出雲圏域子どもの心の診療ネットワーク会議」を開催し、様々な心の問題を持つ子どもと家族が状況に応じて適切な相談支援や診療を受けることができるように、子どもの心の診療ネットワーク構築を図る。

２ 心の健康づくり啓発活動

地域住民の精神疾患についての正しい理解と心の健康づくりに向け、普及啓発を行う。

（１）出雲圏域健康長寿しまね推進会議等の開催

出雲圏域健康長寿しまね推進会議「こころの分科会」及び「出雲地域精神保健福祉協議会」を開催し、精神疾患の正しい理解と心の健康づくりの普及啓発を図る。

（２）地域の要望に応じた啓発活動

ア「心の健康出前講座（うつ病予防、精神疾患の理解、思春期保健、認知症予防等）」を事業所、地域、学校等の要望に応じて開催する。

イ「心の健康づくり取り組み隊」を強化し、「出前講座」における講演等を依頼する等啓発活動の充実を図る。

ウ 出前講座受講者を対象にした「心の健康に関するアンケート調査」「認知症に関するアンケート調査」を実施し、実態把握と啓発の推進を図る。把握した内容は「心の健康づくり取り組み隊」等の講師に伝え講演内容に活かしていく。

エ　地域のイベント、自死予防キャンペーン等に合わせ啓発活動を実施する。
オ　地域の各種広報誌等を利用し、心の健康について啓発を行う。

３ 相談事業

心の健康問題に関して気軽に相談できる体制づくりに努め、広報誌等による周知を行い利用の促進を図るとともに、関係機関と連携して適切な対応を図る。

また、困難事例(相談)については、危機介入等にあたり関係機関と連携して対応する。

（１）心の健康相談

「心の健康相談」(予約制)を毎月２回、定期的に開催する。

「嘱託医師」による相談体制を確保する。

（２）お酒の困りごと相談・酒害相談員等連絡会

ア 「お酒の困りごと相談」(予約制)を毎月１回、定期的に開催する。

（ア）酒害相談員、家族相談員と連携し、相談体制の充実を図る。

（イ）「酒害相談員等連絡会」を開催し関係機関との連携を図る。

イ　お酒の困りごと相談を利用する家族には、家族相談員がピア相談を行う。

（３）随時相談

来所・電話相談及び家庭訪問等を随時実施する。

４ 医療との連携

精神疾患に係る医療を必要とする者に対して、当事者や家族の人権に配慮しつつ家庭訪問や受診勧奨等を行うとともに、関係機関等との連絡・調整・連携により適切な医療の確保・提供を図る。

また、入退院後の必要に応じた支援についても、精神障がい者の地域移行・地域定着支援に向け、当事者や家族・関係機関等と連携して適切な対応を図る。

なお、精神科病院への実地指導を障がい福祉課と連携して実施する。（各病院１回/年）

（１）医療保護入院（精神保健福祉法）

ア　医療保護入院の適切な運用を図るため、医療機関に対し、入院届、退院届及び定期病状報告等の期日内提出を指導する。

イ　医療機関等と連携し、医療保護入院対象者とその家族等に対し、入退院後の必要に応じた支援を行う。

（２）措置入院（精神保健福祉法）

ア「通報」及び「診察保護申請」に対して、人権に配慮しつつ、適切な医療の提供に向け迅速的確に対応する。また、必要に応じて措置入院患者の実地審査を実施する。

イ　医療機関等と連携し、措置入院患者とその家族等に対し、入退院後の必要に応じた支援を行う。併せて、「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」に基づき、出雲圏域での取組について検討する。また、圏域での研修会を検討する。

ウ「精神科救急医療システム出雲圏域連絡調整会議」を開催し、迅速かつ適切な医療の提供

に向け関係機関との連携を図る。

（３）心神喪失者等医療観察法に係る業務との連携
ア　ケア会議への参加
イ　島根県医療観察制度運営連絡協議会および研修部会への参画

５ 精神障がい者の自立と社会参加

精神障がい者の自立と支援に向けて、「入院医療中心から地域生活中心へ」という基本理念に基づく方策を推進し、精神障がい者が地域において安心して自立した生活を送れるような社会にしていくという認識のもと、当事者に見合った支援内容の検討を進めるとともに、当事者会及び家族会への支援、障害者総合支援法に基づき市が行うケアマネジメントへの支援を図る。

（１）精神障がい者社会適応訓練事業

回復途上にある精神障がい者が、一定期間事業所に通い、社会適応訓練を行うことで、再発予防と社会的自立・社会復帰の促進を図る。

ア　社会適応訓練運営委員会を開催し、訓練対象者を決定する。また訓練日数や訓練状況を見ながら、他の就労支援制度へ引き継ぐタイミングを見極める。
イ　協力事業所及び医療機関等との連携を図り、当事者や家族への支援を行う。
ウ　定期的な事業所訪問等を行い、協力事業所に対し支援を行う。
エ　障害者総合支援法の訓練等給付実施事業所やハローワーク、就業･生活支援センター等の関係機関と連携し、就労支援に取り組む。

（２）精神障がい者地域生活移行・地域定着支援事業

精神障がい者が住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即し、充実した地域生活を送ることができるよう、関係機関の連携により医療・福祉等の支援を行い、事業の効果的な推進を図る。

ア「精神障がい者地域生活移行・地域定着支援圏域会議」の開催
・出雲地域精神保健福祉協議会「医療の連携と在宅支援に関する部会」と兼ねて開催し、関係機関と情報共有を図りながら、事業の効果的な実施及び評価等について検討する。
イ　措置入院患者の退院後支援
「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」に基づき、圏域での支援を実施。
・所内検討会
原則第2、4火曜日9～10時　所内において支援方針を確認
・個別ケース支援（随時）
・研修会の開催
ウ　ピアサポーターの育成及び活用
（ア）ピアサポーターの育成と活用
・委託事業所等と連携し、ピアサポーターの育成対象者を選定し、必要時「ピアサポータ

一養成講座」を開催し、人材の育成を図るとともに、活用の促進を図る。

（イ）自立支援ボランティア等の活用

・自立支援ボランティア研修会、活用等について検討する。

エ　精神科病院との連携の強化

・委託事業所とともに、精神科病院との連携の強化を図る。

・精神科病院における「地域生活移行支援の手引き」の活用状況等を把握する。

オ　地域と医療機関職員の交流実習

・精神障がい者に関わる医療機関と地域施設の職員が、交流実習を通して相互理解と連携の強化・推進を図る。

カ　精神障がい者地域生活移行・地域定着支援事業研修会

・ 医療機関に従事する関係職種が地域生活移行・地域定着支援事業についての理解を深めることを目的として研修会を開催する。

キ　退院支援事業所のケア会議等への支援

・退院支援事業所等が実施するケア会議等に参加し、事業の円滑な実施に向けて情報共有を図るとともに、支援を行う。

ク　介護支援専門員と相談支援専門員との合同研修会

・出雲市施策推進協議会専門部会つながると連携して開催する。

（３）精神保健包括支援会議の開催

（１）処遇困難検討会

開催日　（奇数月:原則第３木曜日　１５：００～１７：００）

（５月１６日、７月１８日、９月１９日、１１月２１日、１月１６日、３月５日）

（２）精神障がい者の地域移行支援の取組についての協議

（４）組織活動の支援

ア　家族会組織の活動支援

出雲地区家族会連絡協議会総会・研修会、家族交流会への支援

イ　当事者組織の活動支援

（ア）島根県精神当事者連絡会総会への参加

（イ）当事者の活動に対して必要に応じた支援

ウ　精神保健福祉ボランティア組織（出雲ほほえみの会）への支援

（ア）出雲ほほえみの会総会への参加

（イ）「なかまの会」の運営に関する相談に対応

（ウ）ボランティアの活動の場の開拓

エ　断酒会活動支援

（ア）断酒例会の会場貸出

（イ）断酒例会への参加

（５）障がい者福祉サービス事業への支援
障がい者福祉サービス事業所（みずうみ）への運営会議出席及び支援内容の　検討

６ 自死総合対策

「島根県自死対策総合計画」に沿って地域におけるネットワークを構築し、関係機関との連携を強化するとともに、自死総合対策の必要性に対する意識の高揚を図り、地域や職場でうつ病対策を中心とした心の健康問題に対する取組を進める等地域の実情に応じた総合的な対策の推進を継続して実施する。

（１）出雲圏域自死総合対策連絡会等の開催
ア「出雲圏域自死総合対策連絡会」（出雲地域精神保健福祉協議会「自死総合対策に関する部会」を兼ねる。）を開催し、自死者数の減少に向けた具体的な対策について、医療・労働・保健・高齢者・福祉等関係機関で情報共有に努めるとともに、対策の円滑な推進を図る。
イ　出雲圏域自死総合対策行動指針、出雲市自死対策総合計画の活用推進
ウ　島根県地域自殺対策緊急強化市町村事業に基づき、「出雲市自死対策検討委員会」に参画し支援する。
エ　今年度は、第2回目の連絡会を委員の学習会とし、自死遺族の声や、断酒会活動、産後うつ、高齢者の認知症とうつなどの研修の場とする。

（２）自死予防に係る普及・啓発・人材育成
ア　世界自殺予防デー（自死予防週間）、自死対策強化月間、地域のイベント等に併せ街頭キャンペーン活動等を行う。
イ　出雲圏域健康長寿しまね推進会議「こころの分科会」において啓発活動を実施する。
ウ　一般診療科医と精神科医の連携に向け、研修を継続して実施する。12月上旬
エ　出雲市との連携による「ゲートキーパー養成研修会」を開催し、地域における早期対応の役目を果たす人材育成と相談体制の充実を図る。スキルアップ研修については、若年層を対象に継続して取り組む。令和元年度は、島根大学医学部看護学生(1/9)に実施予定。また、職域での研修を検討する。
オ　「ゲートキーパースキルアップ研修指導者養成講習会」を引き続き受講し、指導者の育成を行う。

（３）自死遺族支援
ア　遺族支援研修等に参加を行う
イ　パネル展等実施時の支援を行う

７　子どもの心の診療ネットワーク事業

子どもの心の診療ネットワークを構築することにより、様々な心の問題を持つ子どもと家族が状況に応じて適切な相談支援や診療を受けることができることを目的に事業を実施する。
（１）出雲圏域子どもの心の診療ネットワーク会議の開催（年１回：７月頃）
（２）子どもの心の健康相談の実施（年4回）
＊現在実施している「心の健康相談」（年２４回）の中で実施

（３）関係者事例研修会の開催（年１回：１１月１２日）
（４）子どもの心研修会の開催（年１回）
医療、教育、福祉、保健等関係者を対象に関係機関と連携して開催する。
（５）医師中央派遣研修の実施
中央で開催される研修に小児科医１名を派遣する。
（６）「出雲地域思春期心の相談先（2020年版）」の作成
保健所ホームページへの掲載及び管内の学校（小・中・高）及び関係機関へ「出雲圏域思春期心の相談先(2020年版)」の冊子を配布

８　ひきこもり対策

（１）相談対応
（２）島根県ひきこもり支援センター（心と体の相談センター）主催事業との連携
ア　ひきこもり家族教室の開催支援
イ　ひきこもり家族の集いへの開催支援
ウ　ひきこもり支援研修会への参加

９　認知症対策

（１）認知症の各種会議・研修会に参画し、連携を図る。
（２）個別支援は、相談事業として対応

１０　高次脳機能障がい者支援事業

（１）高次脳機能障がい者支援パワーネットワーク会議への参加
日時：偶数月の第３水曜日
場所：エスポアール出雲クリニック　リハビリセンターゆう
（２）高次脳機能障がい者支援研修会への参加（適宜）
（３）必要に応じたケース支援

１１ 市や関係機関のネットワーク構築等への参画・支援

「出雲市障害福祉計画」の推進のための支援及び各種協議会等への参画と状況に応じた支援を行う。
（１）市におけるネットワーク
ア　自死対策への支援
「出雲市自死対策検討委員会」（「出雲圏域自死総合対策連絡会」・「出雲地域精神保健福祉協議会自死総合対策に関する部会」と併せて開催）において、自死対策に関する諸課題について検討
イ　障害者総合支援法の円滑な実施のための支援
出雲市障がい者施策推進協議会に推進会議委員として参画
出雲市障がい者施策推進協議会　専門部会「つながる部会」に参画
出雲市障がい者施策推進協議会　専門部会「じりつ部会」に参画
出雲市障がい者施策推進協議会　「就労支援ネットワーク会議」に参画
出雲市障がい者施策推進協議会サービス調整会議に参画

ウ　精神障がい者退院支援事業への支援
　　出雲市精神障がい者退院支援ネットワーク会議に参画
エ「出雲市要保護児童対策地域協議会」及び「実務者会議」に参画
オ「出雲市子ども・若者支援協議会」及び研修会に参画
（２）関係機関におけるネットワーク
ア　出雲圏域女性に対する暴力対策関係機関連絡会【島根県女性センター・島根県出雲児童相談所】への参画（定例連絡会年1回・臨時連絡会[必要時]・ケース会議[随時]）
イ　出雲地区被害者支援ネットワーク会【出雲警察署】総会年1回
ウ　強度行動障がい（児）者処遇支援体制整備事業　情報交換への参画

健康増進課業務

- 地域保健対策の推進体制整備
  - 地域保健関係職員研修
  - 市の健康づくり推進協議会等への参画支援
- 健康長寿しまねの推進
  - 出雲圏域健康長寿しまね推進事業
- 生活習慣病予防対策
  - 糖尿病対策事業
  - がん予防対策の推進
  - 脳卒中予防対策
  - 地域・職域連携健康づくり推進事業
  - 改正健康増進法によるたばこ対策の推進

- 食生活改善対策
  - 食育推進体制構築事業
  - 健康な食推進事業
  - 食育推進啓発事業
  - マンパワーの育成・人材確保
  - 外食栄養成分表示普及事業
  - 特定給食施設等指導
  - 専門的栄養指導、栄養情報の提供促進
  - 管理栄養士養成学校学生実習、免許事務

- 歯科保健対策
  - ８０歳２０本の歯推進事業
- 健やか親子しまねの推進
  - 母子保健対策
  - 長期療養児支援事業
  - 小児の事故予防対策
  - 圏域別周産期医療体制
  - 思春期保健対策
  - 専門的母子保健相談
  - 医療給付等
- 肝炎医療費助成事業等
  - 肝炎医療費助成事業
  - 石綿による健康被害相談等

健康増進課

１　地域保健対策の推進体制整備

（１）地域保健関係職員研修

地域住民の保健・医療・福祉に関するニーズの多様化に対応した適切なサービスが提供できるよう、地域保健関係職員の資質向上を図る。内容については市と協議して必要に応じて開催する。

○現任教育支援者連絡会　　１～２回
○地域保健専門職員研修　　１回
○新任保健師等研修　　２回
○地域活動歯科衛生士育成・支援　　必要に応じて実施
○地域活動栄養士育成・支援　　必要に応じて実施

（２）市の健康づくり推進協議会等への参画支援

市の健康づくり計画に沿った事業の展開が円滑に推進するよう、保健所と市の事業検討会を開催する。糖尿病対策、がん対策、歯科保健対策については市と更に連携して実施できるよう検討を進める。

第２次健康増進計画後期計画及び新健やか親子しまね計画の推進に向けて、進捗状況について情報共有するとともに、連携を図って事業の推進を図る。

また、市の要望に応じて健康づくり事業や検討会へ参画し、地域保健関係データ等の情報提供、分析、専門的技術的支援を行う。

２　健康長寿しまねの推進

（１）出雲圏域健康長寿しまね推進事業

平成29年度に中間評価を行い見直しを図った第２次計画（平成25年度～34年度の10か年計画）後期計画を基に出雲圏域健康長寿しまねの推進を図る。また健康長寿延伸見える化カルテを作成しその活用を図る。

さらに、事業の展開にあたっては、引き続き積極的な住民参加を得るため「圏域健康長寿しまね推進会議」を中心に、具体的な活動は「幹事会」「分科会」（食、たばこ、運動、こころ、歯）にて検討しながら事業の充実を図っていく。

ア　出雲圏域健康長寿しまね推進会議の運営

（ア）圏域推進会議　１回(6月)
ミニ学習をセットし、重点テーマについて理解を深める
第２次計画の中間評価・見直しについての協議

（イ）幹事会　１回(2～3月)
事業報告及び来年度の方向性について検討

（ウ）分科会　各2回程度

イ　出雲圏域計画推進事業【全体事業】

（ア）啓発
・「出雲ドームdeスポーツ＆健康フェスティバル」へ参加
・各種キャンペーンの実施
・出雲圏域健康づくり活動交流会の開催
・健康づくりグループの把握（市とコミセン及び構成団体の協力による）

（イ）表彰
・健康づくりグループの表彰
・８０２０よい歯のコンクールの表彰
（ウ）たよりの発行（年１回）
（エ）健康づくり出前講座
食、たばこ、運動、心、歯科のテーマで事業所を対象に出前講座を行う。その際、圏域計画概要版を活用し出雲圏域の健康実態について理解してもらうよう啓発を併せて行う。
（オ）健康づくりグループ支援事業
地域の健康づくりグループ等へ推進会議が管理する健康機器を貸し出し、健康づくりに役立てる。
・健康機器の貸し出し
・上記事業について関係機関への周知及び効果的な活用
（カ）活動重点テーマの推進
・推進会議におけるミニ学習の継続実施（健康づくり活動、がん対策等）
・まめなカンパニーの登録事業所数の拡大

ウ　出雲圏域計画推進事業【分科会】
＜食生活分科会＞
（ア）外食栄養成分表示普及事業
外食料理や総菜等の栄養情報の提供により、利用者の健康管理を行うことで、食生活や健康面の意識高揚を図る。「連絡調整会議」等を開催し、ニーズにあった健康づくり応援店の拡大やフォローなどを行っていく。
・健康づくり応援店の拡大
・健康づくり応援店のフォロー（健康づくり応援店の状況把握と島根県栄養士会と連携した応援店のフォロー）
・外食栄養成分表示相談員連絡会の開催（年１回）
・連絡調整会議の開催（年１回）
・健康づくり応援店のＰＲ
（イ）食生活改善に関する啓発活動
朝食の欠食や野菜の摂取不足が多く見られる若年層を中心とした生活改善をめざし、幼児期から規則正しい生活習慣を身につけられるよう、関係機関と連携を取りながら活動を展開する。また、減塩を推進するため、バランスのとれた食事と素材のうま味を引き出した食事の普及をめざし、様々な体験を通じて、食に対する興味や関心を育てる。
・各種イベントでの食の体験コーナーの設置（地域のイベントに合わせて設置し、朝食の大切さと野菜摂取について啓発）
・食育キャンペーン（食育月間・食育の日にあわせ、一般住民を対象に実施：令和元年 31 年 6 月 15 日（土）
・食育コーナーの設置（コミュニティセンターや保育所、幼稚園に設置し朝食や野菜摂取、減塩について啓発：令和元年 6 月,令和 2 年 3 月
・出前講座の実施
・健康な食の普及

＜たばこ分科会＞

島根県たばこ対策指針に基づき「未成年者の喫煙防止」「受動喫煙防止」「喫煙者への禁煙支援」「普及啓発」の４つの柱での取組を進めていく。

（ア）未成年者への喫煙防止

・市及び学校保健会と連携し喫煙防止対策を推進する

・中学校での啓発について検討を行う

（イ）受動喫煙防止対策の推進

・受動喫煙防止対策（健康増進法改正）の周知に取り組む

市及び関係機関・団体と連携し取り組む

第1種施設：令和元年7月1日施行

第2種施設：令和2年4月1日施行

・たばこの煙のない飲食店を拡大する。

食品衛生協会等の協力により新規飲食店への登録勧奨を行う

・たばこの煙のない施設の登録を拡大する

（ウ）喫煙者への禁煙支援

・禁煙希望者向けの禁煙支援リーフレット等の活用・配布

・事業所に対して出前講座を実施する

（エ）啓発活動

・「世界禁煙デー」にあわせた一般を対象とした啓発活動の実施

＜運動分科会＞

運動への意識高揚及び習慣の定着を図ることを目的に事業を行い、まめなウォーカー及び関係団体と連携し、ウォーキングの推進・定着につながる活動となるよう進めていく。また、働き盛り世代を中心にロコモティブシンドロームに関する普及啓発を進めていく。

（ア）ロコモティブシンドロームに関する普及啓発

・出前講座の実施

・啓発用媒体の活用

・働く人の健康づくりセミナーで運動について周知

・みんなで歩こうチャレンジコンテストの開催

・出雲ドームdeスポーツ＆健康フェスティバルへの出展

（イ）ウォーキング大会等情報収集・提供

（ウ）ウォーキングコース現地調査

（エ）まめなウォーカーへの活動支援

・まめなウォーカー交流会（年１回）

＜まめなウォーカーの主な活動＞

・地域で開催されるウォーキングイベントへ協力する

＜こころ分科会＞

こころの健康に関する調査結果をふまえ、事業所・地域・学校などに出むいての健康づくりの啓発活動を展開していく。

○啓発活動

「心の健康づくり取り組み隊」の協力も得ながらの啓発

＜歯科分科会＞

８０２０運動を地域住民に普及啓発するとともに、圏域の課題である壮年期の歯周疾患予防のため、事業所での健康教育を行う。

（ア）出雲ドーム de スポーツ＆健康フェスティバル
（イ）事業所への出前講座を実施
（ウ）パネル展示、パンフレット配布
（エ）中学・高校等の文化祭に合わせた歯科相談の設置
（令和元年6月9日県大出雲キャンパスで実施）
（オ）８０２０よい歯のコンクール

３　生活習慣病予防対策

（１）糖尿病対策事業

各機関の担う役割の整理や、糖尿病患者・予備群に対する重症化の予防対策の充実のため、保健・医療の安定的なネットワークの構築を図る。

ア　糖尿病予防対策検討会（年２回）
・出雲圏域糖尿病療養支援連絡体制システムの運用
・保険薬局における糖尿病療養指導の実施
・病診連携、医科歯科連携などの対策についての検討
・重症化予防対策についての検討
・慢性腎臓病（CKD)対策についての検討
・糖尿病対策の評価、改善点等の検討

イ　いずも糖尿病合同カンファレンスの開催（年３回予定)、および地域研修会（平田）の開催

ウ　圏域の関係機関・団体が行う糖尿病療養支援関係者研修会の支援

エ　患者会への支援
①交流会（7月頃）
②糖尿病勉強会の開催（年２回予定）

オ　病院における糖尿病治療・教育等状況」一覧の更新

（２）がん予防対策の推進

「第 3 次島根県がん対策推進計画(平成 30 ～ 35 年度)」に基づき、特に圏域の重点施策としている肺がん、胃がんについてがん検診受診者の増加のための啓発活動やがんを予防する生活習慣の啓発、がん検診チェックリストによる事業評価・精度管理等、効果的ながん予防対策の推進を図る。また、啓発活動については、圏域健康長寿しまね推進会議とも連携を図る。

ア　啓発
（ア）市と連携した普及啓発を実施
（イ）商工会議所・商工会の会報に記事掲載
（ウ）事業主セミナー、出前講座でチラシ配布
（エ）圏域健康長寿しまね推進事業での啓発
（オ）乳がんモデルの貸し出し
（カ）がん検診啓発サポーターの活動調整

イ　しまね☆まめなカンパニーの拡大

ヘルスマネジメント認定事業所の拡大
（ア）地域・職域と連携した登録拡大を実施
ウ　圏域のがん予防対策の推進
（ア）市とがん対策の連絡会の開催
（イ）各種がんについての研修会の開催

（３）脳卒中予防対策
脳卒中等情報システム事業を活用し壮年期の脳卒中発症・再発予防の取組強化を図る。また、失語症友の会など自主グループ活動の支援を行う。
ア　脳卒中等情報システム事業の運用
（ア）中核病院等と連携し壮年期の発症者の情報把握
（イ）発症者への保健指導実施への支援
病院等からの連絡票を市に送付し、市保健師による再発予防のための保健指導につなげる。訪問体制等について市とすり合わせを行う。
（ウ）脳卒中発症者状況調査
発症者状況調査は奇数年に全県で実施、H31年度対象年。
イ　脳卒中対策の充実に向けての地域・医療関係者との連携強化
（ア）脳卒中予防対策検討会議
発症予防に向け、関係者と検討を行う。
（イ）脳卒中担当者会議の開催
情報共有、発症・再発予防対策(血圧管理等)についての検討を目的に開催。
（ウ）医師会循環器研究会と連携した勉強会の開催
ウ　自主グループ支援
（ア）圏域失語症友の会活動支援
圏域言語聴覚士等との調整・活動の支援

（４）地域･職域連携健康づくり推進事業
働きざかりの健康づくりの推進や平均寿命の延伸のため、商工会議所や商工会との連携を深め、業種別組合等への働きかけを充実していく。
取組の活性化に向け働きざかりの健康づくりファイルを関係機関に配布し、健康づくりに関し事業場外資源の有効活用を働きかける。また、全県の方向性である「循環器疾患の対策」、生活習慣改善の「減塩」「運動」等を中心に出雲圏域健康長寿しまね推進会議と連携し、圏域の具体的な検討と取組ををすすめる。
市の壮年期対策充実にむけ、支援していく。
ア　出雲圏域地域職域連携推進連絡会（１回）
働きざかりの健康づくり対策の充実に向け、具体的な取組を推進するために関係者との検討を行う。
イ　商工会議所・商工会との連携強化
健康づくりの情報発信を各商工会・商工会議所等と連携して行う。
ウ　働く人の健康づくりセミナーの開催（１回）
(ア)労働基準監督署、島根産業保健総合支援センター、出雲市、出雲保健所を中心に、地域職域連携推進連絡会で協力して企画・実施。

エ　情報発信

（ア）各商工会議所、商工会の広報媒体に健康づくり情報を掲載し、働き盛り世代への情報発信を行う。

（イ）協会けんぽ等関係団体とも連携し、情報収集・情報発信をする。

オ　壮年期対策充実に向け、市の活動支援

（５）特定健診・保健指導

特定健診・特定保健指導の状況についてデータ分析等行い、各種関連会議の資料として活用する。

データヘルス計画について市と連携し、進行管理・評価を行う。

（６）受動喫煙防止対策

改正された健康増進法の全面施行に向けて、関係機関・団体及び一般住民へ法の趣旨内容等を周知を図るとともに、体制づくりに向け、相談・支援を行う。

４　食生活改善対策

（１）食育推進体制構築事業

ア　出雲圏域食育ネットワーク連絡会の開催（年１回）

（２）食育サポーター等育成事業

食のボランティア組織の活動が、地域の健康づくり組織とも連携した活動となるよう支援する。また、食育に取り組む機関・団体・自主グループを対象とした研修会・交流会を開催し、より主体的な運営、活動となるよう、食育推進の基盤整備につなげる。

ア　食育推進研修会等の開催

食育推進研修会並びに交流会　（年１回 令和２年１月～３月）

イ　出雲市食のボランティア連絡協議会活動への支援（総会、育成講座）

（３）食育推進啓発事業

若い世代が食に関心を持ち実践につながるよう、各団体、組織等と連携し食育活動を進める。

ア　まちの食育ステーション事業を関係機関との連携のもとで周知・調整する。

（４）マンパワーの育成・人材確保

栄養士の資質向上を図り、市の栄養改善活動を充実させる。

調理師の資質向上に向け、自らの健康意識を高め、利用者の食育推進の担い手となるよう研修会を行う。

ア　市栄養士活動連絡会（随時）

イ　地域活動栄養士への支援(随時)

ウ　調理師研修会…島根県調理師会連合会出雲支部と連携のうえ実施

（５）外食栄養成分表示普及事業

外食料理や総菜等の栄養情報の提供により、利用者の健康管理を行うことで、

食生活や健康面の意識高揚を図る。
＊この事業は圏域健康長寿しまね推進会議事業として実施

（６）特定給食施設等指導
給食施設の実態把握により、各施設において適正な給食が提供されるよう指導を行う。
ア　給食施設指導
給食施設指導計画に基づき指導を実施
病　院：各病院毎年１回（立入検査時）
保育所：全施設を３～４年に１回（新施設等は優先して実施）
イ　市保育協議会調理担当者部会における集団指導（８月９日）
ウ　出雲 D2 会（出雲地域の病院と施設の栄養士の情報交換会）への参加
エ　保育所の食物アレルギー対応マニュアルの作成支援、周知

（７）専門的栄養指導
関係団体との連携をもとに、広域的または専門的な知識や技術を要する栄養指導、支援を行う。
ア　長期療養児への支援
にんじんくらぶへの支援

（８）栄養情報の提供促進
健康や栄養に関する正しい情報が提供されるよう啓発を行うとともに、衛生指導課と連携し指導を行う。
ア　保健機能食品並びに食品表示基準制度の周知
イ　食品表示基準、誇大表示等についての相談
ウ　健康増進法第31条第1項違反事件への対応

（９）管理栄養士養成学校学生実習
養成施設や市と連携し、実習の計画、指導、評価を行う。
令和２年８月　４名受入予定

（１０）免許事務
栄養士法、調理師法に基づいた免許事務を行う。

５　歯科保健対策

（１）８０歳２０本の歯推進事業
島根県歯と口腔の健康づくり計画に基づき、生涯を通じた歯と口の健康づくりを行う。効果的な展開を目指し、①乳幼児期・学童期のむし歯予防対策　②壮年期の進行した歯周病の予防　③切れ目のない口腔ケアの提供体制整備　④低栄養・食支援対策 等の課題について関係諸機関との連携のもと、課題解決につなげる。
ア　歯科保健連絡会議の開催　（年１回）
地域の歯科保健の課題について検討し、県 歯と口腔の健康づくり計画、圏域健康長寿しまね推進計画の歯科分野の推進、低栄養・食支援対策につなげる。

（ア）乳幼児期・学童期のむし歯予防対策
（イ）青壮年期の歯周病対策
（ウ）高齢者の口腔フレイル予防

イ　人材育成
（ア）地域活動歯科衛生士の連絡会への出席、助言等活動支援
（イ）地域活動歯科衛生士の人材育成
（ウ）学習会の設定（必要時）

ウ　市等への支援
（ア）歯科保健対策への支援及び歯科保健事業における人材確保調整
（イ）関係機関・団体との調整
（ウ）フッ化物洗口事業実施への支援
（エ）地域包括ケアシステムの構築に向けた支援
歯科からの在宅・施設療養支援に関する調査結果の報告等

エ　個別支援
医療的ケア必要児のうち、歯科受診・口腔ケアが必要な場合の訪問、歯科医師会との連絡調整を行なう等の支援

オ　親と子のよい歯のコンクールの開催…地区大会の開催　（5月16日）

６　健やか親子しまねの推進

（１）母子保健対策

「健やか親子しまね」の県計画、圏域計画に沿った課題や広域的取組の必要性と今後予測される課題等に取り組む。

【課題】
基盤課題Ａ「切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策」
基盤課題Ｂ「学童期・思春期から成人期に向けた保健対策」
基盤課題Ｃ「子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり」
重点課題①「育てにくさを感じる親に寄り添う支援」
重点課題②「妊娠期からの児童虐待防止対策」

ア　母子保健推進協議会の開催（年１回程度）
「健やか親子しまね計画・出雲圏域版(H30～H35年度)」
・第三次計画における取組の検討

イ　母子保健に関する協議の場として以下の会議を開催する
（ア）医療依存度の高い在宅療養児生活支援検討会
（イ）小児の事故予防ネットワーク会議
（ウ）圏域別周産期医療体制検討会
（エ）思春期保健ネットワーク会議

ウ　出雲市における母子保健対策評価支援等
（ア）出雲市親子健康づくりネットワーク会議等への参画、評価支援
（イ）島根県母子保健集計システム結果等の情報提供

（２）長期療養児生活支援事業

慢性疾患による長期療養児については、相談や交流会により保護者等の負担軽減を図る。求めに応じて、自主交流会への支援やたよりの発行などを行い効果的な支援とする。

また、育児負担の大きい医療的ケアの必要な児と家族の支援については、関係機関と連携して取り組み、ネットワークの構築につなげる。健やか親子しまねの柱の一つである「小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備」として推進する。

ア　食物アレルギー児親子交流会（にんじんくらぶへの支援）
イ　ダウン症児親子交流会（クローバーの会）（２回）
ウ　口唇口蓋裂児を持つ親の交流会（ピーチの会）（２回）
エ　医療依存度の高い在宅療養児生活支援研修会の開催（１回）
オ　在宅療養児親子交流会の開催の検討
カ　在宅療養支援ファイル等の活用に関する学習会の開催　（随時）
キ　ケース支援会議の開催、参加（随時）
ク　家庭訪問、相談等の実施
ケ　情報提供のツールとしての「在宅療養支援ファイル」の随時更新と活用の促進

（３）小児の事故予防対策

平成10年度から取り組み始め、平成14年度からはネットワーク会議により連携を強化して推進してきた。平成26年度に実施した評価結果を踏まえ、サポーター養成と普及啓発の推進を継続して取り組む。

健やか親子しまねの柱の一つである「小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備」として推進する。

ア　ネットワークの推進
　ネットワーク会議の開催（年１回）
イ　実態把握
　家庭でのヒヤリハット事例の把握（通年）;
　;事故予防サポーター出前講座に合わせて収集
　施設でのヒヤリハット事例の把握
　;市内保育園・幼稚園より収集
　発生動向調査の分析
ウ　小児の事故予防サポーター活動の推進
　（ア）サポーター養成研修会
　　在宅サポーターを中心とした研修を実施
　（イ）交流会の開催(年2回程度)
　（ウ）サポーターによる出前講座の普及・推進
エ　小児の事故に関する普及啓発
　（ア）小児の事故について、情報提供
　（イ）啓発用ポスターの活用
　（ウ）啓発用媒体の活用
　（エ）各地区での子育てサポーター連絡会での周知

（４）圏域別周産期医療体制

安心して子どもを産み育てるために、妊娠期から出産、新生児期を通じて総合的な周産期医療体制づくりを進める。また総合周産期母子医療センター及び特定

機能病院による機能分担とお産を担う医療機関からの搬送や情報提供等連携を推進する。

ア　圏域周産期看護連絡会（1回）

・企画会を開催し議題等について検討する。

・「圏域周産期情報ファイル」を活用した病診連携

イ　圏域周産期医療体制検討会（年２回程度）

・周産期医療体制に関する現状及び課題について検討

・妊婦の生活習慣と児の関連に関する調査結果について検討

・産科、小児科、精神科との連携について具体的取組の検討

（５）思春期保健対策

健やか親子計画に基づいて思春期保健に関する検討会を開催し、課題解決のための対策を検討する。

ア　思春期保健ネットワーク連絡会

・出雲市、学校、地域における思春期保健対策の、発達段階に応じた取組、メディア使用等について現状を把握し課題を共有する。（年1回）

・中学生に向けた啓発用リーフレットの配布（随時）

・補助教材や性に関する相談窓口等の情報更新

イ　求めに応じた思春期保健相談、健康教育

（６）専門的母子保健相談

不妊治療等の専門的な相談に対応し、相談者の不安解消に努める。

ア　不妊治療相談、相談センターの紹介

イ　乳幼児突然死症候群（SIDS）の相談

（７）医療給付等

各種の医療給付の申請事務処理を円滑に行い、患者家族の負担軽減を図る。

ア　結核児童療育給付

イ　小児慢性特定疾病医療支援事業

制度の改正に応じ、適切な事務執行に努める。

ウ　乳幼児医療費等助成に係る慢性呼吸器疾患等16疾患群の判定

エ　先天性代謝異常等検査要精密検査児の受診状況等の確認

オ　妊娠高血圧症候群等療養援護費支給事業

カ　特定不妊治療費助成事業

キ　男性不妊検査費助成事業

制度の改正に応じ、制度の周知と適切な事務執行に努める

7　その他

（１）肝炎医療費助成事業

（２）肝がん・肝硬変治療研究促進事業

（３）「石綿による健康被害の救済に関する法律」による石綿健康被害救済業務

ア　アスベストによる健康相談の実施

イ　石綿による健康被害救済認定申請の窓口業務

（４）医療給付等

各種の医療給付の申請事務処理を円滑に行い、患者家族の負担軽減を図る。

ア　結核児童療育給付

イ　小児慢性特定疾病医療支援事業

制度の改正に応じ、適切な事務執行に努める。

ウ　乳幼児医療費等助成に係る慢性呼吸器疾患等16疾患群の判定

エ　先天性代謝異常等検査要精密検査児の受診状況等の確認

オ　妊娠高血圧症候群等療養援護費支給事業

カ　特定不妊治療費助成事業

キ　男性不妊検査費助成事業

制度の改正に応じ、制度の周知と適切な事務執行に努める。

医事・難病支援課業務

- 地域保健医療計画の進行管理
  - 保健医療計画の推進・地域医療構想の実現に向けた調整
  - 地域保健医療対策会議の開催
- 医療対策
  - 病病連携、病診連携の推進
  - 救急医療体制整備
  - 災害医療体制の推進
  - 在宅医療連携体制の支援
  - 医療の安全対策

- 結核予防対策
  - 地域ＤＯＴＳの推進
  - 普及・啓発事業
- 難病対策
  - 指定難病・特定疾患等の医療費助成
  - 難病患者療養支援体制の推進
- 肝炎対策
  - 相談・検査事業及び普及啓発事業
  - 肝がん等重症化予防事業
- 原爆被爆者対策
  - 健康診断
  - 各種手当等の給付事業
- エイズ予防対策
  - 相談・検査事業
  - 普及・啓発事業
- 臓器移植推進事業
  - 骨髄提供希望者登録推進事業及び啓発
- 緩和ケア推進事業
  - 緩和ケア総合推進事業
- ハンセン病対策
  - 普及・啓発事業

医事・難病支援課

１　地域保健医療対策

（１）保健医療計画出雲圏域編の進行管理

保健医療計画出雲圏域編（H30～35年度）に基づき、圏域内の医療機能の分担や医療連携等、地域の実情に即した保健医療提供体制の充実を図る。

ア　出雲地域保健医療対策会議の開催

開催回数：年１回程度

検討内容：地域医療構想及び保健医療計画出雲圏域編の進行管理

イ　医療・介護連携専門部会の開催

開催回数：年３回程度

検討内容：地域医療構想の具体化に向けた圏域の課題について検討する。

ウ　救急医療体制の構築

・小児救急地域医師研修会の開催

開催回数：年１回

開業医への研修会を開催し、１次救急体制の整備を図るとともに、医療機関をとおして保護者への普及啓発を推進する。

・出雲地区救急業務連絡会に参加し、業務の検討や症例検討を行う。

（２）災害医療対策の推進

ア　災害医療対策会議の開催

開催回数：年１回

検討内容：島根県地域防災計画の医療救護実施要綱に基づき、圏域内の災害時医療体制や連携推進について検討する。

イ　各種防災訓練等への参加

EMIS(Emergency Medical Information System; 緊急時医療情報システム)や衛星電話等による情報伝達訓練、その他防災訓練に参加する。

併せて、所内でのEMISや衛星電話使用の研修等を実施する。

（３）在宅医療の推進

ア　低栄養改善・食支援対策検討会の開催

開催回数：年２回

検討内容：圏域における低栄養・食支援の現状と課題を分析し、対策を検討する。

イ　研修会の開催

開催回数：１回

低栄養改善・食支援に携わる職員の資質向上と、連携体制の構築を図る。

ウ　在宅医療体制の構築に向けた検討

医療・介護連携専門部会を中心に圏域内の課題及び対策について検討する。

２　医療の安全管理対策

病院及び診療所が、医療法の規定を遵守し、安全で適切な医療を提供できるよう体制の確保を図る。

（１）医療法第25条第1項に基づく立入検査

ア　病院：年１回　（対象１１施設）

イ　有床診療所・人工透析施設：３年に１回実施（今年度対象：５施設）

有床診療所：１０施設　人工透析施設：３施設

ウ　無床診療所及び歯科診療所：５年に１回実施（今年度：約30施設予定）

無床診療所：１５７施設　歯科診療所：６３施設

（２）医療安全相談窓口の設置

医療安全相談窓口をとおして医療相談に応じ各医療機関との連携を図り、安心で安全な医療提供体制の整備を図る。

ア　専用電話　：２１－１４２８

イ　開設時間：月曜日～金曜日　9:00～12:00・13:00～17:00

３　医療法に基づく届出等

医療法に基づく届出、変更等の事務、医療機関の新規開設、施設構造設備変更に伴う事務や確認等実施

４　結核予防対策

結核発症率の低下を目標に、発病防止、早期発見と治療、普及啓発を推進する。また人権に配慮した結核対策・地域ＤＯＴＳ（結核患者の服薬支援）を推進する。

（１）結核患者療養支援

ア　地域ＤＯＴＳの推進と早期対応

・退院前ＤＯＴＳカンファレンスへの参加及びカンファレンス開催にむけた積極的な働きかけ

・ＤＯＴＳパターンに準じた服薬支援

・潜在性結核感染症患者へのＤＯＴＳの徹底

イ　所内コホート検討会の実施（毎月１回）

ウ　圏域内の病院との連絡会（年1回）

エ　精密検査の実施

（２）接触者に対する健康診断の実施

ア　接触者健診対象者を決定するための所内検討（必要時適宜）

関係者に対する適正な治療普及及び技術向上と情報提供

イ　確実な対象者の把握と接触者健診の実施　（ＱＦＴ検査、胸部エックス線検査、ツベルクリン反応検査等）

ウ　未受診の方へ受診勧奨の徹底

（３）結核診査部会の円滑な実施（定期　２回／月）

（４）結核従事者研修会の開催（年１回）

（５）院内感染・施設内感染(結核)対策の強化

ア　高齢者福祉施設や市町村等への適切な情報提供、指導
イ　医療機関への立入検査時の指導
ウ　結核研修会の開催（年２回開催）:（高齢者施設と医療機関対象）

（６）結核に対する正しい知識の普及と啓発

結核予防週間キャンペーン(9/24～9/30)、市町等の広報、各種イベントなどに併せ普及啓発を行う。

（７）学校保健における結核予防対策

学校保健における結核予防対策を市と十分連携を図りながら推進する。

ア　教育委員会主催「結核対策委員会」への参画
・委員：保健所長
・開催回数：年３回
・学校における結核予防対策の推進

５　難病対策

難病（「難病の患者に対する医療等に関する法律」に定める指定難病）患者等に対し、医療費の自己負担の軽減や福祉制度の有効活用等を図り、療養支援の充実に努める。

（１）医療費の一部公費負担申請、難病指定医・指定医療機関申請の受理、進達、交付

ア　指定難病患者に対する特定医療費給付（平成30年4月以降331疾患対象）
・継続治療患者の一斉公費負担申請事務（6月～9月、約1,600件）
・新規公費負担申請、受給者証変更申請等受付事務
・難病指定医・指定医療機関及び小児慢性特定疾病指定医・指定医療機関の指定、内容変更、更新等受付事務（指定医は、5年に一度の更新の年にあたるため、令和元年9月以降該当者へ順次案内を送付し、手続を行う。）

イ　特定疾患治療研究事業（スモン等５疾患）の対象疾患患者に対する医療費給付
ウ　在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究事業
エ　先天性血液凝固因子障害治療研究事業

（２）在宅療養支援事業

在宅療養者の適切な支援や情報提供により、安定した療養生活の確保と、患者及び家族の生活における質の向上を図る。

ア　患者家族への療養支援
・電話･来所相談、訪問等を通し関係機関等と連携を図り、患者家族への療養支援を行う。
・ＡＬＳ等の療養支援会議に参加し、患者家族の安定した療養生活確保のための支援調整を行う。
・災害時の療養支援体制の構築
災害時個別支援計画による、人工呼吸器装着患者の支援構築
緊急時受療シートによる在宅の医療的ケア必要難病患者の支援構築
非常用電源貸出事業の周知を図るとともに、関係者の研修を実施

イ　専門相談

しまね難病相談支援センターとの連携を図り事業を推進する。

・しまね難病相談支援センター主催による専門相談の活用
・電話、来所時の相談

ウ 患者家族会への支援

患者及び家族の会との連携を図り、自主活動を支援する。

◆圏域内の患者及び家族を対象に疾患別学習会等を実施

○ パーキンソン病＜つくしの会＞

総会、学習会：６月～７月　出雲保健所
交流会：１０月頃
忘年のつどい：１２月頃
役員会：年５回程度

○ 炎症性腸疾患＜倶楽部ＵＣＤ＞

食事学習会：２回程度　(7月21日、3月1日)

○ 膠原病

学習会：１回程度

○ 眼科疾患＜ＪＲＰＳ＞ほか

学習会：１回程度

◆必要に応じて、全県組織への支援を行う。

○ パーキンソン病＜全国パーキンソン病友の会島根県支部＞

総会：７月　出雲

○ 膠原病 ＜全国膠原病友の会島根県支部＞

総会、学習会：５月１９日（日）　出雲

○ ＡＬＳ＜日本ＡＬＳ協会島根県支部＞

総会：７月７日（日）　出雲

エ 難病患者の QOL 向上に向けた実態把握

難病患者の実態を把握し、QOL 向上に向けた取組の検討を行う。

（３）訪問指導事業（専門職による訪問）

要支援難病患者やその家族に対し、理学療法士・作業療法士・看護師等専門職を派遣し訪問指導を行う。

（４）難病患者の意思伝達装置等の貸し出し事業

意思伝達装置、パルスオキシメーター、自動本めくり機、たん吸引練習セットなどの貸し出しを行い、スムーズな療養支援を図る。

（５）人工呼吸器使用等の重症神経難病患者の在宅療養支援

ＡＬＳ等の重症神経難病患者の療養支援における課題検討を行い、安全な療養環境の整備を図る。

ア　出雲圏域難病対策地域協議会

参加者：難病診療連携拠点病院・難病医療協力病院医師、相談室職員、患者会代表、医師会医師、訪問看護ステーション代表、ケアマネジャー代表、訪問介護事業所代表、職業安定所、市、しまね難病相談支援センター職員等

開催回数：年１回（２月頃）

イ　ＡＬＳ等重症神経難病患者の介護支援専門員連絡会

病状の変化に伴い、より質の高いケアマネジメントが求められるＡＬＳ等の難病患者を担当する介護支援専門員を対象に、情報交換や研修の場を提供

開催回数：年６回

（６）重症神経難病患者の一時入院支援事業

圏域内各施設の受け入れ体制等を把握し、在宅支援関係者と病院との連携により、スムーズな一時入院（レスパイト的入院）　が実施できるよう難病医療専門員と連携しながら調整を図る。

（７）難病医療研修事業

ケアマネジャーのスキルアップを目的に開催していた研修を対象を広げて開催

開催日：６月ごろ　出雲保健所

内　容: 調整中

（８）難病ボランティア活動支援

ア　難病ボランテイアサークル「ありんこ」の活動支援

・会員のスキルアップを目的とした研修：１回程度開催予定

イ　学生ボランティアのコミュニケーション事業

・学生ボランティアサークルにより、ＡＬＳ等の在宅重症難病患者のＱＯＬ向上を目的にコミュニケーション事業を実施

利用患者数：５人程度

６　肝炎対策

（１）肝炎相談・検査

ア　相談：月曜日～金曜日 8:30～17:15に随時、電話・面接等で受け付ける

イ　検査：第１・第３月曜日　受付時間：9:00～11:00　予約制

ウ　普及啓発：世界肝炎デーに併せてイベント及び検査実施(島根大学病院と共催)

（２）肝がん等重症化予防事業

ア　初回精密検査費用助成（ウイルス検査陽性者が、初回精密検査受診した際の医療費自己負担部分を助成）

イ　定期検査費用助成（肝がん等の患者が定期検査を受診した際の医療費自己負担部分を年２回に限り助成）

ウ　島根県肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業（同意したウイルス検査陽性者に、受診状況確認及び未受診の場合は受診勧奨）の実施

７　原爆被爆者対策

定期健康診断及びがん検診の周知を図り、高齢化した被爆者に対して保健福祉施策の充実を図る。

（１）健康診断の実施

ア　定期検診（年２回）

実施時期：６月・１２月

イ　がん検診
実施時期：９～１２月予定
（２）保健、福祉の向上
ア　介護保険サービス利用料の助成
イ　各種手当、市の福祉制度等について適切な情報提供
（３）住基ネットによる手当受給被爆者の生存の事実等の確認（年１回程度実施）

８　エイズ予防対策

HIV・エイズに関する正しい知識の普及啓発やＨＩＶ感染についての相談や検査の実施等により、エイズ予防対策の向上を図る。

（１）エイズ出張講座
大学、高校、中学校、企業等に対しエイズ教育を実施（申込み等により開催）
（２）相談・定例検査
ア　相談：月曜日～金曜日 8:30～17:15に随時、電話・面接等で受け付ける。
イ　検査：第１・第３月曜日（原則）9:00～11:00　予約制
（３）普及啓発
ア　HIV 検査普及週間（６月１日～７日）の取組
夜間検査の実施
イ　青年層や外国人等の個別施策層への普及・啓発活動
学園祭等の開催に併せてパンフレットやグッズの配布
ウ　世界エイズデー（１２月１日）キャンペーン等の取組
街頭キャンペーン：街頭において啓発パンフレット、グッズ等を配布
夜間検査の実施：世界エイズデー前後の日程で実施予定
エ　ホームページ等により普及啓発を図る。

９　移植医療推進並びに骨髄提供希望者登録推進事業

臓器移植、骨髄移植、アイバンク、腎バンクの普及啓発を図る。

（１）普及啓発活動
ア　ホームページに掲載
イ　臓器移植啓発普及月間に併せキャンペーン等を実施
（島根まごころバンクとの連携・協力）
（２）骨髄バンク登録検査事業
検査日：第１・第３月曜日（原則）13:00～15:00　予約制で実施

１０　緩和ケア推進事業

がんと診断された早期から、また入院から在宅まで切れ目のない緩和ケアが提供できる体制を構築するため、地域でのネットワークづくり及び緩和ケアの正しい知識の普及啓発を図る。

（１）緩和ケア地域ネットワーク事業
ア　出雲圏域緩和ケア検討会の開催
開催回数：年１回（２月）
検討内容：緩和ケア提供状況や各機関の取組状況について情報交換
緩和ケア推進の課題等の検討

イ　緩和ケアに関わる従事者研修会（事例検討会）
　　開催回数：年１回
ウ　普及啓発事業
　　緩和ケアにかかる座談会開催
　　開催回数：５回程度（要望に応じて開催）
　　＊出雲市との連携により在宅医療座談会に併せて開催

１１　ハンセン病対策

平成8年4月「らい予防法の廃止に関する法律」が施行になったが、地域の偏見は根強くあり、引き続き啓発活動が必要である。

（１）普及啓発事業
ア　ホームページ等による普及啓発活動
イ　パネル展示
ウ　市や病院等の協力によりパンフレット設置
エ　啓発 DVD「ハンセン病問題とわたしたちの未来」の活用

令和元年度月別計画表（心の健康支援課）

項目	事業	内容・回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1. 精神保健福祉対策の充実に向けた関係機関との連携	（1）保健医療計画（精神疾患一般・うつ病・認知症）の進行管理	保健医療計画の進行管理	←									←	→ 各部会で検討	→ 協議会で検討
	（2）出雲地域精神保健福祉協議会	協議会（2回）				第1回協議会 4日								第2回協議会
	（3）医療の連携と在宅支援に関する部会	部会（2回）				第1回部会 19日							第2回部会	
	（4）自死総合対策に関する部会 （出雲圏域自死総合対策連絡会を兼ねる）	部会（3回）				第1回部会 12日			第2回部会				第3回部会	
	（5）子どもの心の診療ネットワーク事業	部会（1回）				第1回 25 日								
2. 心の健康づくり啓発活動	（1）出雲圏域健康長寿しまね推進会議 こころの分科会	こころの分科会　年2回			第1回分科会 6～7月							第2回分科会		
	（2）地域の要望に応じた啓発活動	心の出前講座随時 心の健康づくり取り組み隊 出前講座アンケート調査 地域のイベント(調整中) 自死予防キャンペーン 地域の各種広報誌による啓発	← 出雲ドームde健康ﾌｪｽﾀ　27日					↔ 自死予防キャンペーン日			→			→ 自死対策強化月間キャンペーン1日
3.相談事業	（1）精神保健福祉相談	・こころの健康相談（24回） （再掲）思春期相談（4回） ・お酒の困りごと相談（12回） ・酒害相談員等連絡会（1回） ・訪問・来所・電話相談随時 ・アルコール関連問題地域セミナー、アルコール関連問題学校セミナーの開催（希望あれば開催予定）	←										2月下旬～3月上旬までに酒害相談員等連絡会を開催予定	→
4. 医療との連携	(1)精神科救急医療体制整備事業	連絡調整会議（1回）							連絡調整会議10月上旬					
	(2)医療保護入院	・医療保護入院の適正な運営 ・医療機関と連携による医療保護入院対象者と家族への入退院後の必要な支援の実施 ・各病院における実地指導（年1回）						↔	実地指導		→			
	(3)措置入院	・適切な措置対応 ・医療機関との連携による退院後の支援												
	(4)心身喪失者等医療観察法に係る業務との連携	島根県医療観察制度運営連絡協議会 ケース支援の継続												

5. 精神障がい者の自立と社会参加	(1)精神障がい者社会適応訓練事業	精神障がい者適応訓練運営協議会(2回) 協力事業所の拡大 定期的な協力事業所訪問 事業所および医療機関と連携した個別支援 訓練生交流会(検討中) 関係機関と連携した就労支援					第1回協議会 訓練生交流会(対象者がいる場合))				第2回協議会		
	(2)精神障がい者地域生活移行・地域生活定着支援事業	圏域会議(2回) 出雲地域精神保健福祉協議会「医療の連携と在宅支援に関する部会」				圏域会議① 19日						圏域会議②	
		措置入院患者の退院後支援 所内検討会(原則第2・第4火曜日) 個別ケース支援(随時) 研修会の開催							研修会				
		・自立支援ボランティア等連絡会 (ピアサポーター・自立支援ボランティア・ほほえみの会) 1回 ・今後のピアサポート活動に関する連絡・調整(随時) (・該当者があればピアサポーター養成) (・ピアサポーターの交流会)		関係者聞き取り		ピアサポーターの調整・交流会開催検討中							
		4病院研修会		包括支援会議にてテーマ募集	テーマ〆切	調整・実施							
		地域と医療機関の交流実習		包括支援会議にて意見聴取	調整			実施					
		「長期入院患者要因調査」等実態把握の検討				部会・協議会への提案	WG	調整・実施			WG	部会・協議会報告	
		地域移行の手引きの活用状況把握											
	(3)処遇困難事例検討会	出雲圏域精神保健包括支援会議 (原則:奇数月第3木曜日)		16日		18日		19日		7日(21日変更)	16日		5日
	(4)組織活動への支援	家族会組織 ・出雲地区家族連絡協議会の開催 ・家族会交流会の開催 ・出雲地区家族会への参加(必要時) 当事者会組織 ・島根県精神当事者連絡会への参加				役員会の開催			家族会交流会の開催予				
		ボランティア組織 ・精神保健福祉ボランティア組織(出雲ほほえみの会) 総会 ・「なかまの会」の運営のに関する相談対応 (「なかまの会」は、第1水曜日に開催)		18 日 ほほえみの総会	ほほえみの会との連絡会								
		断酒会 断酒会出雲保健所会場　毎月第3木曜日											
6. 自死総合対策	(1)出雲圏域自死総合対策連絡会(「出雲地域精神保健福祉協議会「自死総合に関する部会」および「出雲市自死対策検討員会」と同時開催)	連絡会(3回) 出雲市計画策定				第1回連絡会 12日			第2回連絡会			第3回連絡会	
	(2)普及・啓発・人材育成	・こころの分科会と連携した普及・啓発 (自死予防キャンペーン、出前講座等) ・「一般診療科医と精神科医の連携に関する手引き」の周知と活用研修会の実施 ・ゲート―キーパー養成研修					GK研修(県立特別支援学校)			研修会12月検討 GK研修(島根医大看護学校)			
	(3)自死遺族支援												

7. 子どもの心の診療ネットワーク	（1）子どもの心の診療ネットワーク事業	圏域会議（1回）				年1回 25日								
		子どもの心の健康相談（4回）				10日			9日		4日		5日	
		関係者事例研修会（1回）								26日				
		子どもの心関係者研修会（1回）								医師会等と 連携し開催				
		出前講座（随時） 出雲圏域思春期の心の相談先の作成 医師中央研修派遣・・・医師1名を派遣予定		医師中央 研修			←	相談先作成	→					
8. ひきこもり対策	（1）相談対応 （2）圏域支援会議、家族教室、集いへの支援	相談体操 心と体の相談センターが主催 家族教室、家族の集いへ参加	26日 家族の集い			19日 家族教室		10日 家族教室	18日 家族教室			28日 家族の集い		
9.　認知症対策		かかりつけ医、歯科医師、薬剤師への認知症対策 歯科医師対象実態調査 各種研修会、会議への参加												
10. 高次機能障がい者支援		個別支援 各種研修会、会議への参加	パワーネット（PN）		PN		PN		PN		PN		PN	
11. 市、関係機関における精神保健福祉活動への参画・支援	各種会議への参画・支援	（市） 自死対策への支援 障がい者総合支援法の円滑な実施のための支援 精神障がい者退院支援事業への支援 出雲市要保護児童対策地域協議会及び実務者会議 出雲市子ども・若者支援協議会及び支援者会議 社会復帰等精神保健福祉相談活動への支援 （その他） 出雲圏域女性に対する暴力対策関係機関連絡会 出雲地区被害者支援ネットワーク会 強度行動障がい（児）者処遇支援体制整備事業　情報交換												

令和元年度月別計画表（健康増進課）

項目	事業	内容・回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
地域保健対策体制整備	地域保健専門職員研修	地域保健専門職員研修　1回 新任期保健師等研修会　2回（所内、圏域）		市との打合わせ会 計画作成			地域保健専門職員研修1回 （8/2）			新任保健師等研修会（圏域」） 11/20）		新任保健師等研修会（所内）		
	在宅歯科衛生士育成研修	在宅歯科衛生士育成研修	必要時											
	地域活動栄養士研修	地域活動栄養士研修				連絡会								
	市との連携	成人関係連絡会・母子保健連絡会	必要時											
圏域健康長寿しまね推進事業	健康長寿しまね推進会議運営	推進会議　1回 幹事会　1回	委員推薦依頼		第1回会議 （13日）									幹事会
	圏域健康長寿しまね推進事業（全体事業）	出雲ドームdeスポーツ＆健康フェスティバル　への参加　1回 健康づくり活動交流会　1回	出雲ドームdeスポーツ＆健康フェスティバル（27日）								活動交流会 （2日）			
		健康づくりグループの把握と表彰　1回		グループ把握調査			被表彰G照会 圏域審査会	県に推薦		グループ表彰 （県）	グループ表彰 （圏域）			
		まめなくんたより発行　1回				たより発行								
		健康づくり支援（健康機器等の貸し出し）	HP掲載		随時対応									
		健康づくり出前講座	周知		随時対応									
	圏域計画推進事業 （食生活分科会）	分科会　2回 食育キャンペーン　1回 食育コーナーの更新　2回	出雲ドームdeスポーツ＆健康フェスティバルにおいて塩分セルフチェックシート活用		・分科会 ・食育キャンペーン ・健康づくり応援店PR ・食育ｺｰﾅｰ更新							分科会 （食育ネットワーク連絡会と同日別時間開催）	・食育ｺｰﾅｰ更新	
	圏域計画推進事業 （たばこ分科会）	分科会　2回 禁煙キャンペーン　1回 受動喫煙防止対策周知（通年） 「たばこの煙のない飲食店、施設」登録事業 たばこ対策取組宣言の登録拡大	出雲ドームdeスポーツ＆健康フェスティバルにおいて啓発		禁煙ｷｬﾝﾍﾟｰﾝ （6/2　ゆめタウン出雲） ・分科会 ・「たばこの煙のない飲食店、施設」周知 ・たばこ対策取組宣言周知						働く人の健康づくりセミナーにおいて情報提供 活動交流会において情報提供		分科会	
	圏域計画推進事業 （運動分科会）	分科会　2回 みんなで歩こうチャレンジコンテスト　1回 ウォーキング大会情報の収集・提供　2回 ウォーキングコース現地調査　1回 （まめなウォーカー運営参加の大会　1回） 地域のウォーキングイベントの紹介	出雲ドームdeスポーツ＆健康フェスティバルにおいて啓発	・ウォーキングイベント情報の収集	・分科会	みんなで歩こうチャレンジコンテスト周知 まめなウォーカー交流会	ウォーキングイベント情報の収集		・ウォーキングコース現地調査 ・みんなで歩こうチャレンジコンテスト実施	みんなで歩こうチャレンジコンテスト表彰	分科会 （まめなウォーカー運営参加ウォーキング大会）			
	圏域計画推進事業 （歯科分科会）	分科会　2回 県大文化祭に併せた歯科相談とパネル展示　　1回 ライフステージに併せたチラシ等の活用 8020よい歯のコンクールの周知・表彰	出雲ドームdeスポーツ＆健康フェスティバルにおいて啓発		県大啓発（8か9日） 分科会（13日）						活動交流会 （8020表彰）		分科会	
生活習慣病予防対策	糖尿病対策事業	糖尿病予防対策検討会						第1回検討会					第2回検討会	
		研修会　3回 研修会支援		各種研修会の周知	第1回糖尿病合同カンファレンス				第2回糖尿病合同カンファレンス					第3回糖尿病合同カンファレンス
		患者会支援　1回				友の会交流会								
		勉強会　2回					第1回勉強会				第2回勉強会			
		啓発・情報提供	病院における糖尿病治療・教育状況更新	ホームページ掲載										
	がん予防対策の推進	がん啓発				市との連絡会を経て研修会開催について検討								
		精度管理			市との連絡会									

項目	事業	内容・回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	がん予防対策の推進	企業と連携した啓発	啓発協力事業所の開拓・まめなカンパニーとのすり合わせ											
		がん啓発サポーター調整	啓発サポーターの調整											
	脳卒中予防対策	脳卒中等情報システム事業 （1）連絡票・訪問状況報告の送付、支払い（通年）、（2）脳卒中発症者状況調査の分析		市との連絡会										
		脳卒中予防対策検討会議										会議		
		研修会等				研修会（循環器研究会と共催）								
		自主グループ支援（あしたの会）支援	ST派遣依頼 随時対応											
	地域・職域連携健康づくり推進事業	出雲圏域地域職域連携推進連絡会					出雲圏域地域職域連携推進連絡会							
		働く人の健康づくりセミナー　1回 打合せ会　2回			打合せ				打合せ			セミナー		
		情報発信・出前講座	随時対応											
食育推進基盤整備事業	食育サポーター育成事業	研修会等											研修会	
		食生活改善推進協議会支援	県理事会	県総会										
	食育推進体制構築事業	ネットワーク連絡会										連絡会 （食生活分科会と同日別時間開催）		
	外食栄養成分表示普及事業	地域活動栄養士支援			連絡会									
		調理師研修会(要望による)												
		連絡調整会議 実務担当者会			実務担当者会									
	特定給食施設等指導	給食施設指導						給食施設指導			栄養管理状況報告書入力			
		市保育協議会調理担当者部会集団指導												
		栄養士活動連絡会		栄養教諭連絡会 D2会		D2会		D2会		D2会		D2会		
	栄養情報の提供促進	食品表示・誇大表示等についての相談・指導	随時相談											
	まちの食育ステーション事業	まちの食育ステーション事業		スーパーに意思確認	マーケット、食改、市との調整		実施（学生実習期間にあわせて）							
80歳20本の歯推進事業	80歳20本の歯推進事業	歯科保健連絡会議							連絡会議					
		歯科衛生士の人材調整、ハイジの会	15日	20日	17日	22日	19日	9日	21日	18日	16日	20日、人材調整	17日、人材調整	16日
		親と子のよい歯のコンクール		コンクール　16日										
母子保健対策	母子保健対策推進	母子保健推進協議会										推進協議会		
	長期療養児生活支援事業	食物アレルギー親子交流会	年間計画周知										16日親子交流会	
		ダウン症親子交流会				親子交流会			親子交流会					
		口唇口蓋裂親子交流会		親子交流会					親子交流会					
		医療依存度の高い在宅療養支援研修会 1回										研修会		
		医療依存度の高い在宅療養児親子交流会 1回			打合せ			親子交流会						
		個別支援随時（訪問・ケース会議等）	通年対応											
	小児の事故予防対策	小児の事故予防ネットワーク会議　1回								ネットワーク会議				
		事故予防サポーター養成研修　　2回				研修1回目	研修2回目							
		在宅サポーター登録・活動交流会　1回			サポーター交流会									
		事例調査	発生動向調査まとめ											

項目	事業	内容・回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	周産期医療体制	圏域周産期医療体制検討会　2回程度						第1回検討会						第2回検討会
		看護連絡会　1回								連絡会				
	思春期保健対策	思春期保健ネットワーク連絡会　1回					ネットワーク連絡会							
		思春期保健教育　　随時	随時対応											
	専門的母子保健相談	SIDS相談、ジカウイルス相談他	随時対応							SIDS相談日				
	医療給付等	小児慢性特定疾病医療支援事業	随時対応		更新	更新	更新							
		乳児医療費等助成に係る慢性呼吸器疾患等　14疾患群判定	随時対応											
		先天代謝異常検査 精密検査児の受診状況確認	随時対応											
		妊娠高血圧症候群療育援護費支給事業	随時対応											
		特定不妊治療費助成事業	随時対応											
その他	肝炎医療費助成	肝炎医療費助成	随時対応											
	免許事務	調理師・栄養士免許・管理栄養士	随時対応											
	石綿健康被害救済業務	アスベスト健康相談　（随時） 健康被害救済認定申請窓口	随時対応											
	島根県立大学看護学科実習	実習指導者連絡会					実習連絡会							
		実習指導							実習指導					
	医師臨床研修	11月：2人			実習計画作成	実習指導	実習計画作成	実習指導	実習計画作成	実習指導				
	管理栄養士学生実習	8～9月：4人				実習計画作成	実習指導							

令和元年度　月別計画表（医事・難病支援課）（案）

項　目			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	時期未定
年間を通じた事業		指定難病医療受給者証事務			更新申請（約1500人）				指定医更新（約200人）						
		医療機関立入検査				立ち入り（無床診療所）					立ち入り（病院） 立ち入り（有床診療所）				医大立ち入り
1．結核		研修会					結核従事者研修会	9/23-30 結核予防週間 啓発活動							
		結核部会、コホート検討会	毎月第1、第3水曜日　14:00～結核部会（定例）　臨時部会は必要時開催						毎月第3水曜日　15:00～所内コホート検討会				合同コホート検討会		
2．難病		患者・家族会（パーキンソン、炎症性腸疾患、膠原病、眼科疾患等）	つくし役員会		パーキンソン病 学習会	炎症性腸疾患学習会	つくし役員会		つくし役員会	眼科疾患学習会	炎症性腸疾患学習会 つくしの会・望年のつどい			膠原病学習会	
		難病ボランティア支援、育成	学生ボランティア 連絡会			ボランティア研修会							学生ボランティア まとめ		
		研修等			難病医療研修会	非常用電源研修会			コミュニケーション支援 関係者（リハ職）研修会						
		難病対策地域協議会										難病対策 地域協議会			
		難病支援ケアマネ連絡会			難病研修	定例連絡会		定例連絡会		定例連絡会		定例連絡会		定例連絡会	
		難病支援の実態把握	内容企画												
3．医療対策	医療連携 体制整備	医療・介護連携専門部会他			医療介護連携専門部会			医療介護連携専門部会					医療介護連携専門部会	地域保健医療対策会議	
		救急医療				小児救急研修会									小児救急研修会
		災害医療体制の整備	連絡体制の確認		地域災害医療 対策会議・通信伝達訓練										
		低栄養・食支援対策	←→	専門職派遣試行事業		第1回検討会	情報交換会	ワーキング				研修会		第2回検討会	
	がん・緩和ケア	緩和ケア検討会等		緩和ケア従事者研修会		聞き取り訪問調査							緩和ケア検討会		従事者研修会
	医療従事者確保	医学生実習					夏季地域医療実習		地域医療支援学講座 配属学生実習	地域医療支援学講座 配属学生実習				春季地域医療実習	
		看護学生実習			島根大学 看護学科実習	島根大学 看護学科実習									
	医療安全	医療安全相談（随時）													
	ハンセン病	啓発事業			ハンセン病週間										
	臓器移植、骨髄バンク	登録相談日　第1・3月曜日PM							骨髄バンク、臓器移植 推進月間キャンペーン						
4．エイズ		相談・検査（第1・3月曜日AM）			HIV検査普及週間 6/3　6/6　（16-19）						12/1世界エイズデー 夜間検査等				
		出張講座（随時）、啓発									専門学校3校で啓発				講座要請により随時
5．肝炎対策		肝炎検査（第1・3月曜日AM）			肝がん等重症化予防 事業協力依頼（医師会）	世界肝炎デー イベントの共催								フォローアップ調査等	助成事業申請は随時
6．原爆被爆者		健康診断			一般定期	一般定期			がん検診	一般定期	一般定期			住基ネット検索	
		2世健診				希望調査									

各種相談	
	エイズ相談・検査　第1・3月曜日
	肝炎検査・相談　第1・3月曜日
	医療安全相談（随時）

結核診査協議会　第1・3水曜日
（出雲・雲南・県央保健所合同開催）

衛生指導課業務

- 薬事関係対策
  - 薬局・医薬品販売業等の監視指導
  - 医薬品適正使用の啓発、ポリファーマシー対策
  - 毒物劇物の監視指導
  - 薬物乱用防止対策
  - 血液事業の推進
- 生活衛生対策
  - 生活衛生営業施設等の監視指導
  - 建築物の衛生管理対策
- 食品衛生対策
  - 食品関係施設の監視指導
  - 食品に関する啓発・情報発信
  - 食中毒予防対策・発生時の調査
  - 食品等の検査
  - 食品衛生推進員委託事業
- 食品表示の適正化
  - 食品表示法の周知
  - 表示相談・監視指導
- 感染症予防対策
  - 感染症の予防啓発
  - 感染症発生時の対応
  - 予防接種の推進・事故防止

- 水道・水質衛生管理対策
  - 水道施設の立入検査
  - 飲料水の危機管理

衛生指導課

1　医薬品等安全対策の推進

（1）薬局・医薬品販売業等の監視指導

医薬品等の安全性を確保するため、新規許可施設や昨年度不適事項のあった施設を中心に薬局・医薬品販売業者等の監視を行い、不良医薬品等の排除等に努める。薬局に対しては、服薬指導・薬歴管理、患者への情報提供及び疑義照会の励行を指導する。また、いわゆる健康食品を中心に効能効果等を標榜する無承認無許可医薬品があとを絶たないことから、店頭のパンフレット、新聞折り込みチラシに加え、インターネット上の広告について監視指導を行う。

医薬品の偽造品流通防止のために薬局開設者、卸売販売業者、店舗販売業者及び配置販売業者が遵守すべき事項がルール化されたことを受け、高額な医薬品を扱う可能性の高い卸売販売業、病院、薬局に対し、医薬品の譲受け体制について重点的な監視・指導を行う。

管理者及び有資格者（薬剤師や登録販売者）の勤務状況を把握し、員数不足の施設に対して改善指導する。

（2）医薬品の適正使用の普及啓発

医薬品は正しく服用することによって期待した治療効果が得られるが、複数の医療機関から処方された医薬品を併用することで副作用の発現、作用の増強、作用の減弱等の悪影響を被ることがある。実態調査の結果をもとに薬剤師会、医師会等と問題意識を共有し、ポリファーマシー解消に向けた体制の構築に尽力する。

一方で、高齢者を含む住民に対しては高齢者等医薬品安全使用講座を開催し、医薬品の正しい知識を啓発し、薬歴管理に基づいた服薬指導の可能な「かかりつけ薬局（かかりつけ薬剤師）」の普及や薬剤師会等で交付される「お薬手帳」の活用を支援する。

また、抗生物質・抗菌薬等の抗微生物薬の使用量増大に伴って生じる「薬剤耐性（AMR）」の拡大を防止する観点から、抗微生物薬を「適切な場面に限定して、適切に使用する」よう積極的に啓発する。

ア　公民館活動や地域の健康教室等の各種事業を活用し、医薬品の安全使用及び適正使用の啓発を図る。

イ　テキスト、チラシ等を活用し啓発を行う。

※　啓発、相談等の開催に当たっては県薬剤師会出雲支部との連携のもとに実施する。

（3）毒物劇物の監視指導

毒物劇物は少量でも身体を著しく害する性質を持っており、引火性、爆発性の高いものも多く、事故が発生した場合、不特定多数の人に大きな被害を及ぼすおそれがある。

塩酸等の飛散・漏洩等の事故、シアンや砒素化合物等の食品への混入事件、過酸化水素や塩素酸塩類等を不正入手して爆弾を製造する事件などが発生していることを受け、取扱い施設における管理・販売への監視指導を行う。

（4）薬物乱用防止対策

薬物(麻薬、覚せい剤、大麻、シンナー、向精神薬、危険ドラッグ等)の乱用は、乱用者個人の被害にとどまらず、家庭を崩壊させ社会の秩序を乱す等その害悪は計り知れない。全国的に覚せい剤の乱用が憂慮される状況にあることから、薬物取扱施設等に対する指導を強化するとともに、小中学校等への薬物乱用防止教室の実施等、薬物乱用防止の普及啓発を図る。

一方で、薬物取扱施設等については、適正な保管・管理を行うよう指導を行う。特に麻薬小売業者にあっては、業者間での麻薬の不正譲渡及び不正譲受が起こらないよう、改めて制度の徹底を図る。

ア　普及啓発

（ア）保健所、市の窓口での資料配付

（イ）保健所ホームページ及び市広報誌への掲載

（ウ）「ダメ。ゼッタイ。」街頭キャンペーン活動（６月に街頭キャンペーン実施予定）

（エ）薬物乱用防止教室の開催（島根県薬物乱用防止教室等指導員紹介制度も利用する）

イ　麻薬・覚せい剤等取扱施設等に対する監視指導

麻薬・覚せい剤乱用防止運動期間（１０～１１月）等を中心に、立入検査を実施する。

ウ　自生けしの抜き取り

不正大麻・けし撲滅運動（５～６月）の一環として、自生けしの抜き取り及びポスターの掲示等を行う。

（５）血液事業の推進

ア　献血の推進

医療に必要な血液製剤の確保のために、献血の必要性及び協力を求めるチラシ等の配布など、赤十字血液センターや市と連携し普及啓発に努める。

イ　血液製剤使用適正化の推進

医療機関における血液製剤の適正使用を指導する。

２　生活衛生の推進

（１）生活衛生関係営業施設の監視指導

計画的な立入指導を実施するとともに自主点検の推進についても指導を行う。

ア　旅館等宿泊施設の衛生対策

平成３０年の旅館業法の一部を改正する法律、住宅宿泊事業法等の施行が呼び水となり、特に簡易宿所に係る問い合わせ、相談及び新規申請が増加傾向にある。規制緩和により衛生状態の低下、利用者の不利益を招くことのないよう、適正な指導を行う。

イ　公衆浴場及び旅館等のレジオネラ症対策

循環設備を有する公衆浴場、旅館等に対し計画的に立入監視を実施し、レジオネラ症対策を推進するとともに、衛生管理に不備のある施設については、改善状況を確認する等の指導を継続していく。

ウ　理容所、美容所、クリーニング所及び興行場の衛生指導

計画的に監視を行い、構造基準及び施設、設備及び器具等の衛生措置基準の遵守徹底を指導する。また、衛生講習会等を通して生活衛生の向上及び確保を図る。

（２）建築物の衛生管理対策

特定建築物に対し立入検査を行い、建築物環境衛生管理基準の遵守等を図る。

また、ビル衛生管理登録事業者に対し、適正な業務管理の指導を行い、資質の向上に努める。

（３）ねずみ・衛生害虫対策

ねずみや衛生害虫に関する住民からの相談に対して、助言・指導を行う。

３　食品衛生対策の推進

（１）食品衛生監視指導

ア　食品等事業者に対する監視

「平成３１年度島根県食品衛生監視指導計画」に基づき、計画的かつ効率的な監視指導を実施する。

〇監視目標数　　要許可施設：１８００ 件　　許可不要施設：５３０ 件　　合計：２３３０ 件

イ　食品等事業者へのHACCPによる工程管理の普及推進

平成３０年６月１３日に公布された食品衛生法等の一部を改正する法律により、原則としてすべての食品等事業者に対し、従来の一般衛生管理に加え、HACCP に沿った衛生管理が義務付けられることとなった。法施行に向け、今年度予定されている政省令の公布、県条例の改正等の時機に投じて最新の情報を事業者へ提供していく。

当面の間、県版HACCPについても推進していくこととし、届出済施設に対しては、状況に応じ適宜情報提供に努める。

（２）食品に関する啓発・情報発信

衛生講習会、リスクコミュニケーション等を通して食品等事業者及び消費者に対し、食品に関する正しい知識の普及および情報の提供等を行い、食品の安全確保に関して理解を深める活動を推進する。

ア　食品等事業者への啓発

・各種講習会において、法改正及び食中毒予防対策等について啓発する。

・集団給食施設関係者に対し、衛生管理についてのリスクコミュニケーションを行い、正しい知識の普及並びに関係者間における情報交換の場を提供する。

・改正食品衛生法の施行に向け、今年度予定されている政省令公布、県条例改正ごとに情報を整理し、事業者への周知に努める。

・改正健康増進法における「望まない受動喫煙」を防止するための取り組みについては、当所健康増進課と連携し、事業者への周知徹底を図る。

イ　消費者への食品による危害発生防止のための情報提供

・家庭における食中毒の発生防止等の目的で、食中毒が発生しやすい時期を中心に、ホームページ、手洗い教室等を活用し、食品衛生知識の普及啓発を図る。

（３）食中毒等予防対策

ア　生の鶏肉を原因食品とするカンピロバクター食中毒事件が多発していることから、生の鶏肉を

提供する施設を把握し継続的に監視指導を行うことで、カンピロバクター食中毒のリスクについて普及啓発を図る。また、食鳥処理業者、卸売業者あるいは食肉販売者に対しては、販売する鶏肉について「加熱用」である旨等を表示することにより、飲食店、消費者に確実に情報を伝達するよう指導を行う。もちろん、消費者に対しても、チラシの配布、HP への掲示等により食中毒の予防啓発に努める。

イ　寄生虫や自然毒による食中毒が県内で発生していることから、生食用魚介類の取り扱い及び自然毒について、各種講習会、広報紙等により営業者、消費者への予防対策の周知を図る。

ウ　食肉による食中毒予防対策として、飲食店、食肉処理及び販売施設等食肉を取り扱う施設に対し、二次汚染防止及び加熱の徹底等の指導を実施する。

　また、猪肉及び鹿肉の処理施設については、引き続き「野生鳥獣肉に係る衛生管理ガイドライン」の周知及び遵守を図る。

エ　集団給食施設及び納入業者等における異物混入対策が十全になされるよう、立入監視等により助言、指導を行う。昨年末に異物混入事例が続発した学校給食施設については、防止策の実効性を検証し、定期的に指導していく必要がある。

（４）食品の検査

　消費者への安全かつ安心な食品の提供を担保するため、県内で生産・流通する食品について収去検査を行う。

（５）食品衛生推進員活動

　営業施設巡回相談により、管内の営業者に対し HACCP 導入を奨めるにあたっての衛生管理状況の点検及び助言を実施する。また、食品表示チェッカー事業を通じ、食品表示法及び食品表示基準への対応状況を点検する。

４　食品表示の適正化

　令和２年３月３１日をもって経過措置期間が終了し、以降は「食品表示基準」に基づく表示に完全移行されることを、管内の全事業者に対し周知徹底する。

（１）事業者向け講習会の実施により、新法に基づく表示方法等について説明するとともに、「新たな原料原産地制度」に関しても改めて周知し、新表示への移行促進を図る。

（２）経過措置期間の終了まで１年を切ったことから、新表示への移行について、現時点での進捗状況を事業者ごとに確認し、移行を促す必要がある。立入監視や食品衛生推進員の巡回点検等を通じて現状を把握し、新表示への完全移行を期限内に完了させる。なお、「新たな原料原産地制度」については経過措置期間が令和４年３月３１日までであることを申し添える必要がある。

（３）事業者の自主性を損なうことのない、適正な表示相談への対応を行う。また、立入監視時の食品表示への指導、助言により適正表示の推進を図る。

５　感染症予防対策の推進

　「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」及び「島根県感染症予防計画」に基づき、感染症発生時の体制を整備するとともに、感染症の発生・まん延防止等感染症対策の予

防啓発に努める。

（１）感染症の予防啓発

ア　施設及び住民に対し、講習会、ホームページ及び広報誌等により感染症予防のための正しい知識の普及・啓発を図る。

イ　感染症発生動向調査及び学校欠席者情報収集システム等を利用し、感染症の流行状況を早期に把握し、各種メディアを利用して関係者や地域に情報還元及び注意喚起を行う。

（２）感染症発生時の対応

感染症発生の情報を迅速に把握し、感染拡大や集団発生が疑われる感染症事例においては、患者等の人権に配慮しつつ、感染拡大防止のための必要な措置を講ずるとともに、感染源及び感染経路の調査を実施する。

また、海外で発生している感染症の侵入に備え、発生時に迅速かつ的確に対応できるよう対応マニュアルの整備、確認及び器具機材の点検、確保等、保健所の体制を充実させる。

ア　新型インフルエンザ

平成２４年５月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が施行され、さらに平成２５年１２月に「島根県新型インフルエンザ等対策行動計画」が策定され、平成２６年３月には「島根県新型インフルエンザ等対応マニュアル」が策定された。出雲保健所の体制を整え、具体的な行動手順の確認、防護服着脱訓練及び備蓄品の確認を行う。

イ　蚊媒介感染症（ジカウイルス感染症、デング熱）

平成２８年に改正された「蚊媒介感染症に関する特定感染症予防指針」に基づき、妊婦の電話相談窓口である当所健康増進課とも情報共有しつつ、流行地への渡航者及び帰国者に対して、感染予防のため必要な情報提供を行うとともに、不要な偏見・差別が生じないよう、感染経路等の正しい知識の啓発を行う。

ウ　鳥インフルエンザ

平成３０年１月に改正された「島根県内の鳥類における鳥インフルエンザ（H5N1）発生時の調査等対応マニュアル」及び「家きん農場等における鳥インフルエンザ発生時の防疫作業従事者の健康調査マニュアル」、平成３０年３月に改正された「島根県内における鳥インフルエンザ発生時の保健所対応マニュアル」に基づいて改訂した「島根県内における鳥インフルエンザ発生時の保健所対応マニュアル（出雲保健所）」に沿って所内体制の整備を図る。

また、同マニュアル改正方法に関する規定に則り、該当となる企画情報班のマニュアル改訂を行い、班員の研修を実施する。

エ　その他対策が必要な感染症

エボラ出血熱、中東呼吸器症候群（MERS）、麻しん

（３）予防接種の推進及び事故防止

国内外の感染症流行状況を把握し、必要に応じて住民及び関係機関へ情報提供する。

予防接種の事故防止を図るため、市や関係機関に情報提供を行うとともに、住民に対して正しい知識の普及に努める。

ア　麻しん予防対策

近年、国内での麻しん発生例は、海外から持ち込まれた型によるもののみであり、今後も外国人労働者の流入増加が見込まれる管内においては、海外を含めた流行状況に注視していく必要がある。外国人労働者を多く受け入れる企業に対しては、適宜情報提供に努める。

麻しん発生時には、平成３０年２月に改正された「島根県における麻しんのまん延予防対策のための指針」、「島根県麻しん対応マニュアル」に基づき、学校、企業等での集団発生の未然防止に努めるとともに、必要に応じて予防接種の勧奨を行う。

イ　風しん予防対策

昨年の夏より全国で風しんの患者数が増加しており、今後も拡大する可能性があることから、島根県では妊娠中の風しん感染を防ぐため、妊娠を希望する女性及びその同居者、風しん抗体価が低い妊婦の同居者を対象に「風しん抗体検査」を平成３１年２月４日より実施していたところであるが、今年度も事業を継続する旨、関係機関と連携し周知していく。出雲市が実施する昭和３７年４月２日～昭和５４年４月１日に生まれた男性を対象とする第５期予防接種についても、併せて周知徹底に努める。

平成３０年１月に改正された「島根県における風しんのまん延予防対策のための指針」に基づき、風しんについての情報の収集及び分析を進めていくとともに、患者発生の際は発生原因の特定のため、正確かつ迅速な発生動向の調査を行う。また、積極的疫学調査を実施し、感受性者への予防接種の勧奨等による拡大防止と妊婦等への感染予防に努める。

ウ　ワクチンの定期接種化

新たに定期接種化するワクチンについて、市や関係機関、住民に対して情報共有を行う。

６　水道・水質の衛生管理

（１）水道施設への立入検査

「水道施設立入検査要領」に基づき、水道事業者が設置する水道施設へ計画的に立入検査を実施し、水道の衛生確保を図る。

（２）飲料水の危機管理

ア　クリプトスポリジウム等感染性微生物又は油流出等による水質汚染等､飲料水を原因とする住民の命及び健康の安全を脅かす事態に対して「島根県飲料水健康危機管理実施要領」に基づき的確に対応する。

イ　自然災害による断減水及び健康に影響を及ぼす（おそれのある）水質事故が発生した場合には、同要領に基づき水道業者から正確な情報を収集するとともに、状況に応じた措置及び報告を求め、必要に応じて助言・指導を行う。

動物管理課業務

- 動物愛護等対策
  - 動物管理対策
  - 動物愛護思想普及啓発事業
- 狂犬病予防対策
  - 狂犬病予防対策推進

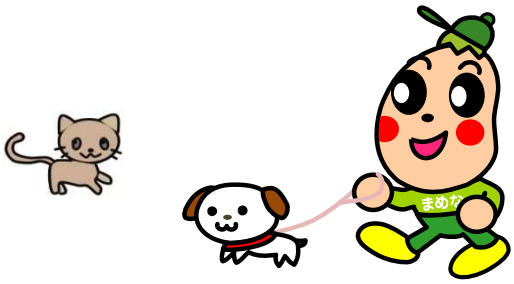

動物管理課

1　動物保護管理対策

（１）動物取扱施設への立入監視

動物の適正な飼養管理が行われるよう、第一種及び第二種動物取扱施設への立入指導を行う。併せて、人獣共通感染症の発生状況等の情報提供を行う。

（２）特定動物の適正飼養対策

管内で飼育されている特定動物の飼養施設への立入りを行い、特定動物による危害発生の防止及び適正な飼育を指導する。

（３）動物管理対策

ア 動物の収容・措置

島根県動物愛護管理推進計画に基づき、動物の引取り及び処分数の減少を実現するために、飼主責任や適正飼養の啓発を広く行う。

イ 動物管理センター等の管理

民間委託している動物の輸送、処分及び閉庁日における動物舎の清掃、給餌及び給水等の業務が適正に行われるよう指導監視する。

2　動物愛護思想の普及（動物愛護棟業務）

（１）動物愛護啓発事業の実施

動物の愛護思想の普及啓発を図るため、動物愛護週間を中心に、動物愛護ボランティアや県内動物愛護団体及び関係機関と連携を図りながら、効果的な啓発イベントを開催する。

また、管内の小学校において、動物を慈しみ、命を大切にする心を養うことを目的とした動物愛護教室を開催する。

（２）保健所収容動物の適正譲渡の推進

引取りや保護収容した動物のうち、譲渡適性のあるものについては、島根県動物愛護棟ボランティア等の協力を得ながら、適正な健康管理や人への馴致を行い、一般又は登録ボランティアへの譲渡に努める。

譲渡可能な動物の情報は、当所ホームページへ掲載の外、新聞広告掲載や県下全域の保健所での情報共有を図り積極的な譲渡を推進する。

また、譲渡に当たっては、「犬又は猫の譲渡実施マニュアル」に基づいた適正な譲渡を行う外、譲受希望者には譲渡前適正講習会の受講を義務付け、飼養者としての責任や自覚を促す。

さらに、必要に応じて譲渡後フォローアップ講習会を実施する外、追跡調査を行い適正飼養の継続的指導を行う。

（３）家庭飼育動物の譲渡情報提供サービス

犬・猫を飼いたい人と譲りたい人を電話受付することにより、双方の仲介役を果たし、家庭飼育動物に生存の機会を提供する。

（４）所有者不明子猫の引取り実態調査

所有者不明子猫の引取り減少につなげるため、引取り時の詳細な聞取りと子猫が保護された地域の現地調査を実施し、無責任な餌やり等が判明した地域を重点対策地域として継続的に対応する。

（５）地域猫活動事業の推進

飼い主のいない猫による環境侵害が深刻化している地域において、「地域猫活動事業実施要領」に基づき、地域住民を主体とした協働事業を推進する。

（６）犬及び猫の苦情に対する迅速な対応

放れた犬や飼い犬、猫等の苦情に対し、速やかに対応し危害や迷惑の防止を図る。

３　狂犬病予防対策

（１）飼い犬の登録と狂犬病予防注射の推進

出雲市が実施する犬の登録、狂犬病予防注射が円滑に推進されるよう協力する。

（２）所有者明示の普及・推進

飼い犬への鑑札及び注射済票の装着について、譲渡・返還時に指導啓発を行う。また、当所に収容した犬や猫が速やかに飼い主の元へ帰れるよう、所有者明示（首輪への名札等の装着）について、出雲市や動物愛護団体と連携しながら推進する。さらに、所有者明示の手法として有効とされているマイクロチップの埋め込みについても啓発、勧奨する。

環境保全課業務

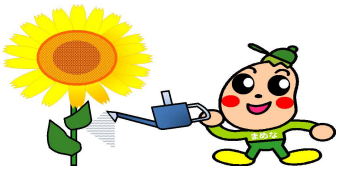

大気環境の保全対策	大気環境の常時監視
	固定発生源対策
	アスベスト対策
	オゾン層保護対策
	航空機騒音に係る環境基準監視
水環境の保全対策	水質環境基準の監視
	工場・事業場排水の監視
	ゴルフ場農薬等流出モニタリング調査
	湖沼等水質保全対策
	温泉（泉源）の保護と適正利用
土壌環境の保全対策	土壌汚染防止対策
環境保全意識の普及・啓発	普及啓発事業への参加
廃棄物の減量化・有効利用対策	しまエコショップ登録事業
	しまねグリーン製品認定事業者への立入
廃棄物の適正処理対策	一般廃棄物処理施設の監視指導
	産業廃棄物処理施設の監視指導
	廃棄物の不法投棄対策
	産業廃棄物の排出事業者・処理業者の監視指導
	ＰＣＢ廃棄物の適正処理指導
	使用済自動車の処理に関する監視指導
ダイオキシン類対策	基準適用施設等の監視
浄化槽の適正維持管理対策	浄化槽管理者等の指導
	浄化槽適正管理の啓発

環境保全課

１　大気環境の保全対策

大気環境の常時監視や固定発生源の監視指導等を行い、大気環境の保全対策を推進する。

（１）大気環境の常時監視

平成10年に設置した「出雲保健所測定局」で、窒素酸化物・浮遊粒子状物質・オゾン・PM2.5等の常時監視を行う。

光化学オキシダントやPM2.5などが高濃度となり、人の健康等に被害が生じるおそれがある大気汚染が発生した場合、島根県大気汚染緊急時対策要綱に基づいて、住民からの相談や問い合わせ対応等を行う。

（２）固定発生源対策

大気汚染防止法に基づき、関係事業場のばい煙発生施設等及び水銀排出施設の監視指導を行う。

（３）アスベスト対策

大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業届出のあった工事について、立入検査及び環境調査等を実施し、アスベストの飛散防止を図る。

また、関係機関との届出情報の相互提供により、特定粉じん排出等作業届出指導を強化する。

（４）オゾン層保護対策

フロン排出抑制法を円滑かつ適正に施行することにより、フロン類の大気への放出量を抑制する。

（５）航空機騒音に係る環境基準監視

航空機騒音に係る環境基準の適用がある出雲空港周辺で、年間４回の騒音調査を実施し、実態の把握と対策の資料とする。（平成３１年度よりデータ解析業務を外部委託する。）

２　水環境の保全対策

公共水域の水質調査や特定事業場等の汚濁発生源を監視指導等を行い、水環境の保全対策を推進する。

（１）水質環境基準の監視

水質環境基準の適用がある、神戸川、神西湖、おわし海水浴場の水質監視調査や地下水調査を実施し実態の把握に努めるとともに、６水浴場について遊泳適否調査を行い、利用者に情報提供を行う。

（２）工場・事業場排水の監視

水質汚濁防止法に基づき、関係する特定事業場の排水基準監視等を行う。

（３）ゴルフ場農薬等流出モニタリング調査

ゴルフ場で使用される農薬等について、農薬指導指針値を超過して流出することが無いか調査を行う。平成３１年度以降は、定期的なモニタリング調査を終了し、指針値を超える恐れがある場合等に、必要に応じて調査を行う。

（４）湖沼等水質保全対策

宍道湖集水域の湖沼特定事業場の監視指導を行うとともに、水質汚濁防止連絡協議会を通して水質保全対策の協議・情報交換等を図る。

また、神西湖に流入する４河川の水質監視調査を行い、実態の把握と対策の資料とする。

（５）温泉（泉源）の保護と適正利用

各温泉源について適切な助言・指導を行う。

また、温泉成分の再分析や、温泉源・温泉利用施設の譲渡、温泉開発に係る手続きについて、適切な助言・指導を行う。

３　土壌環境の保全対策

土壌汚染対策法に係る関係事業場や土地所有者に、土壌汚染の状況調査等が適切に行われるよう指導するとともに、地下水の汚染状況の調査を行い、実態の把握に努める。

４　環境保全意識の普及・啓発

県民向け３Ｒ普及啓発事業として、管内のイベントに出展される島根県ブースでの活動に引き続き参加し、３Ｒについての普及啓発を行う。

５　廃棄物の減量化・有効利用対策

（１）「しまエコショップ」登録制度

「しまねエコショップ」認定制度を廃止し、新たに開始された「しまエコショップ」登録制度については、環境政策課が登録事務を行うことから、保健所は、制度についての普及啓発や問合せ対応等、必要に応じて実施する。

（２）「しまねグリーン製品」認定制度

環境政策課が認定する当該制度について、認定後の事業者の状況確認や、製品の品質確認を行う必要性が生じたことから、認定要綱が改訂され、「認定業者からの状況

報告書提出」「立入検査（製品の収去含む）」が規定された。保健所は、環境政策課の指定する事業者に対し、立入検査を行う（年に０～２件程度）。

６　廃棄物の適正処理対策

（１）一般廃棄物処理施設の監視指導

一般廃棄物処理施設へ立入検査等を行い、設置者に対し適正な管理運営を指導する。

出雲市の次期可燃ごみ処理施設について、平成３４年４月の本稼働に向けて整備事業が進められていることから、適切な時期に、一般廃棄物処理施設設置届の提出に向けた協議・指導を行う。

（２）産業廃棄物処理施設の指導監視

産業廃棄物処理施設へ立入検査等を行い、設置者に対し適正な維持管理を指導する。

（３）廃棄物の不法投棄対策

依然として後を絶たない不法投棄や野焼き行為等不適正処理事案について、積極的に監視・パトロール等の諸対策を講じることにより、不適正事案の未然防止並びに原因者の究明と適正処理について厳正な指導を行う。

また、本年度の不法投棄防止重点監視地域に稗原地域を指定し、不法投棄監視モニター及び関係機関と合同パトロール等を実施する。

不法投棄監視カメラ・啓発看板について、適切な管理を行うとともに、草刈等の一部作業を委託することにより、管理の省力化を図る。

（４）産業廃棄物の排出事業者・処理業者の監視指導

産業廃棄物排出事業者及び産業廃棄物処理業者に報告の徴収や立入検査等を実施し、産業廃棄物の適正保管、適正処理を指導する。

（５）PCB廃棄物の適正処理指導

PCB廃棄物保管事業者及びPCB含有機器保有者に対して立入検査等を行い、早期処理を指導する。また、高濃度PCB廃棄物については、期限内処理（※）を該当事業者へ強く指導するとともに、PCB使用安定器の保有状況把握のための掘り起こし調査を進める。

※高濃度PCB処理完了期限（JESCO北九州事業所）　安定器：H33年3月末

（６）使用済自動車の処理に関する監視指導

使用済自動車に係る引取業者、フロン類回収業者、解体業者、破砕業者等の関係者を監視・指導し、使用済自動車の再資源化の推進と適正処理の確保を図る。

７　ダイオキシン類対策

ダイオキシン類の排出基準が適用される施設の立入検査を行い、施設の適正管理及びばいじん・燃え殻等の適正処理について指導を行う。

８　浄化槽の適正維持管理対策

法定検査不適正浄化槽に立入検査等を行い、浄化槽管理者等に対し適正な維持管理を指導する。

また、法定検査においては、特に10人以下のみなし浄化槽については依然として未受検者が多い状況にあることから、市などと連携して受検率向上に向けた取組を推進する。

このページは空白です